

下諏訪町
国土強靱化地域計画

令和4年3月

下諏訪町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の目的	3
4 計画期間	4
5 施策の重点化	4
6 各種施策の推進と進捗管理	5
第2章 基本的な考え方	6
1 想定するリスク	6
（1）地震災害	6
（2）土砂災害・水害	6
（3）火山噴火災害	7
（4）大雪・雪崩災害	7
（5）複合災害	7
参考 長野県第3次地震被害想定	8
2 総合目標、基本目標	11
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	12
（1）下諏訪町の強靱化を推進する上での取組姿勢	12
（2）適切な施策の組み合わせ	12
（3）効率的な施策の推進	12
（4）地域特性に応じた施策の推進	12
第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	13
1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方	13
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
3 施策分野の設定	15
4 脆弱性評価結果	15
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	16
1 人命の保護が最大限図られること	16
1-1 地震等による建物・交通施設等の倒壊・火災等による死傷者の発生	16
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	16
1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	17
1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	17
1-5 火山噴火による死傷者等の発生	18
1-6 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	18

2	負傷者に対し、迅速に救助・救急活動が行われること	19
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	19
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	20
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	21
2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	21
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	22
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	23
3-1	信号機の停止等による交通事故の多発	23
3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	23
3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	24
3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	24
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	25
4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	25
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	25
4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	26
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	26
5	流通・経済活動を停滞させないこと	28
5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	28
5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	28
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	30
6	二次災害を発生させないこと	31
6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	31
6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	31
6-3	有害物質の大規模拡散・流出	32
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	32
6-5	観光や地域農産物に対する風評被害	32
6-6	避難所等における環境の悪化	33
7	被災した方々の日常の生活が迅速に戻る	35
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	35
7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	35
7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	35
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	36
A	文化遺産を守り、後世に伝えること	37

A-1	文化財等の被災による死傷者の発生	37
A-2	後世に残すべき貴重な文化遺産の被災.....	37
別表	38
別表1	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果 . 38	
	「起きてはならない最悪の事態」とプログラム一覧	38
	プログラム毎の脆弱性評価結果	43
	基本目標1 人命の保護が最大限図られること	43
	基本目標2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	48
	基本目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	53
	基本目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	57
	基本目標5 流通・経済活動を停滞させないこと	62
	基本目標6 二次的な被害を発生させないこと	64
	基本目標7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに	68
	基本目標A 文化遺産を守り、後世に伝えること	70
別表2	KPI一覧	72
別表3	施策一覧	75
	施策分野別	75
	ハード・ソフト対策別	82
	担当課一覧	86
別表4	下諏訪町国土強靱化地域計画に基づく主な事業（個別の事業一覧）	93
	基本目標1 人命の保護が最大限図られること	93
	基本目標2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	100
	基本目標3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	103
	基本目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	105
	基本目標5 流通・経済活動を停滞させないこと	108
	基本目標6 二次的な被害を発生させないこと	108

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきました。近年では平成23年3月の長野県北部地震や、平成26年2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の長野県神城断層地震、令和元年東日本台風など、多くの災害に見舞われ、県民の尊い命と貴重な財産が失われるとともに、被災地域の観光業をはじめとする産業は大きな打撃を受けました。それらの大規模災害に対して、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に、「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行いました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

下諏訪町では、これまで下諏訪町地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした動向を踏まえ、下諏訪町においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、下諏訪町の強靱化に関する指針となる「下諏訪町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

2 計画の性格

本計画は、大規模災害に対する下諏訪町の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「下諏訪町総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から下諏訪町における様々な分野の指針となる計画です。

〔参考〕 強靱化の分野において、下諏訪町国土強靱化地域計画と関連する計画

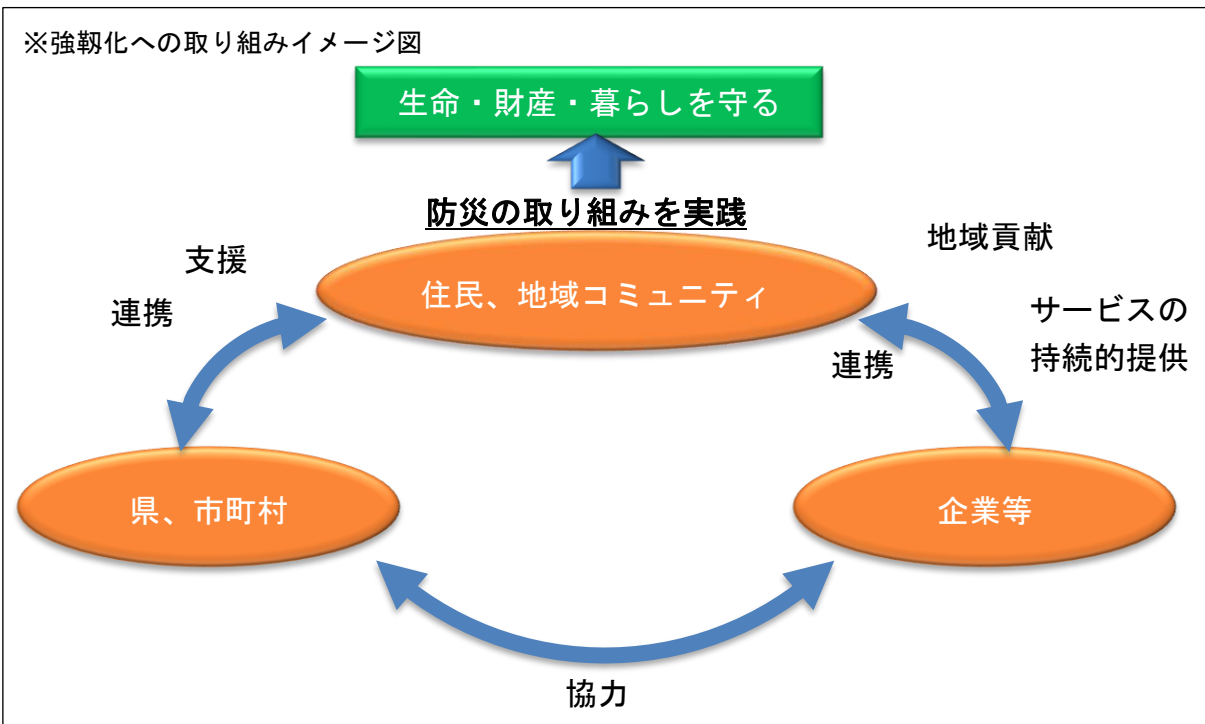
下諏訪町総合計画	下諏訪町高齢者福祉計画
下諏訪町地域防災計画	下諏訪町地球温暖化防止実行計画
下諏訪町業務継続計画(BCP)	下諏訪町森林整備計画
下諏訪町国民保護計画	下諏訪町橋梁長寿命化修繕計画
下諏訪町総合ハザードマップ	下諏訪町環境基本計画
下諏訪町 未来を創る総合戦略	下諏訪町男女共同参画計画
下諏訪町耐震改修促進計画	国土利用計画下諏訪町計画
下諏訪町障がい者計画	下諏訪町行財政経営プラン
下諏訪町障がい福祉計画・障がい児福祉計画	下諏訪町公共施設等総合管理計画
下諏訪町空家等対策計画	下諏訪町国民健康保険保健事業実施計画
下諏訪町歴史的風致維持向上計画	下諏訪町都市計画マスタープラン
下諏訪町上下水道事業経営戦略	大規模盛土造成地マップ

3 計画の目的

町民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、町民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



4 計画期間

令和4年度を始期とし、国の基本計画や長野県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

5 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。下諏訪町では、第3章「取り組むべき事項」の「起きてはならない最悪の事態」を回避する施策の中から、3つの重点項目を定めています。

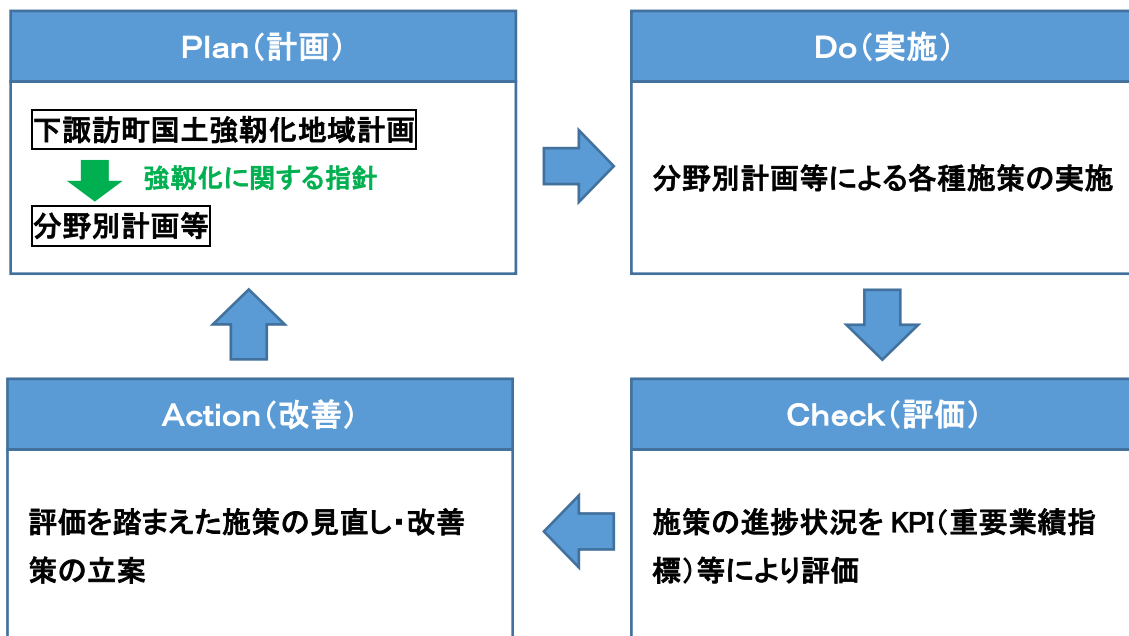
3つの 重点項目	<ul style="list-style-type: none">○「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実○地震から命を守る建物の強靱化○集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策
---------------------	---

6 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「下諏訪町総合計画」、「下諏訪町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

下諏訪町で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・水害、火山噴火災害、大雪・雪崩災害等があります。地形的には、活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然条件であり、近年では中心市街地の密集化、高齢者等避難行動要支援者の増加、情報化等という社会的条件をあわせもっているため、さまざまな災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要があります。特に下諏訪町に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりです。

(1) 地震災害

下諏訪町は、全面積のうち平地が約 20%、約 80%は山地です。諏訪盆地は糸魚川静岡構造線と中央構造線が交差する地点であり、断層活動により生じた構造盆地です。

地震災害では、平成 23 年に長野県北部地震（震度 6 強）や中部地震（震度 5 強）が、また、平成 26 年には長野県神城断層地震（震度 6 弱）が発生しており、下諏訪町においても、平成 14 年には東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されるなど、南海トラフ地震や糸魚川静岡構造線断層帯による地震発生が懸念されています。諏訪盆地の一角には、下諏訪断層、岡谷西方断層、伊那谷断層等の活断層が顕在しており、地盤も脆弱なため、ひとたび地震が発生すると多くの災害を被ると考えられます。

特に糸魚川静岡構造線断層帯による地震は、下諏訪町を含む県中北部（明科～諏訪湖南方）において、今後の発生確率が 13～30%と公表され、町全域で震度 5 強から震度 7 が予想されているため予断を許さない状況です。

(2) 土砂災害・水害

下諏訪町は、南に長野県最大の湖である諏訪湖に面し、北には和田峠や鷲ヶ峰があり、砥川や承知川等の河川が流れており、霧ヶ峰火山塊の南西部へ傾斜する山麓線に発達する扇状地に集落が存在しています。地形的に勾配が急で狭小なため、豪雨等の増水時には、河川の増水やはん濫等による家屋の浸水や田畑の冠水、土砂流入、がけ崩れ等の災害への警戒が必要です。平成 18 年 7 月豪雨では、諏訪湖の水位が上がり続け、町内小河川や承知川の溢水により諏訪湖周辺が浸水しました。

下諏訪町では、急傾斜等の崩壊や地すべり、土砂流出などの災害危険箇所を調査して取りまとめ、下諏訪町地域防災計画や下諏訪町総合ハザードマップ等で周知を行っています。

(3) 火山噴火災害

長野県内及び近隣には 10 の活火山があり、八ヶ岳連峰横岳は比較的下諏訪町の近くにあります。距離的には爆発や噴火による甚大な被害を被る危険性は少ないものの、降灰被害が考えられます。地域や住民、登山客や登山関係者、一般観光客を災害から守るため、災害発生時には迅速かつ的確な対策がとれるよう万全の注意を払い、備える必要があります。

(4) 大雪・雪崩災害

下諏訪町の、年平均気温は 11.2℃、年間雨量は 1,257mm と比較的少なく、大気は乾燥しており、高い山に囲まれた盆地のため最高気温と最低気温の温度差が大きい内陸性気候です。積雪量は比較的少ないものの、海拔 763.38m という高い位置にあるため、日本の南岸を低気圧が通過すると大雪になる場合があります。平成 13 年 1 月の豪雪では、1m 近い積雪となりました。

(5) 複合災害

下諏訪町地域防災計画における地震災害と風水害が連続的に生起する複合災害に加え、社会的影響が大きい新型感染症も連続的に生起することを想定しています。

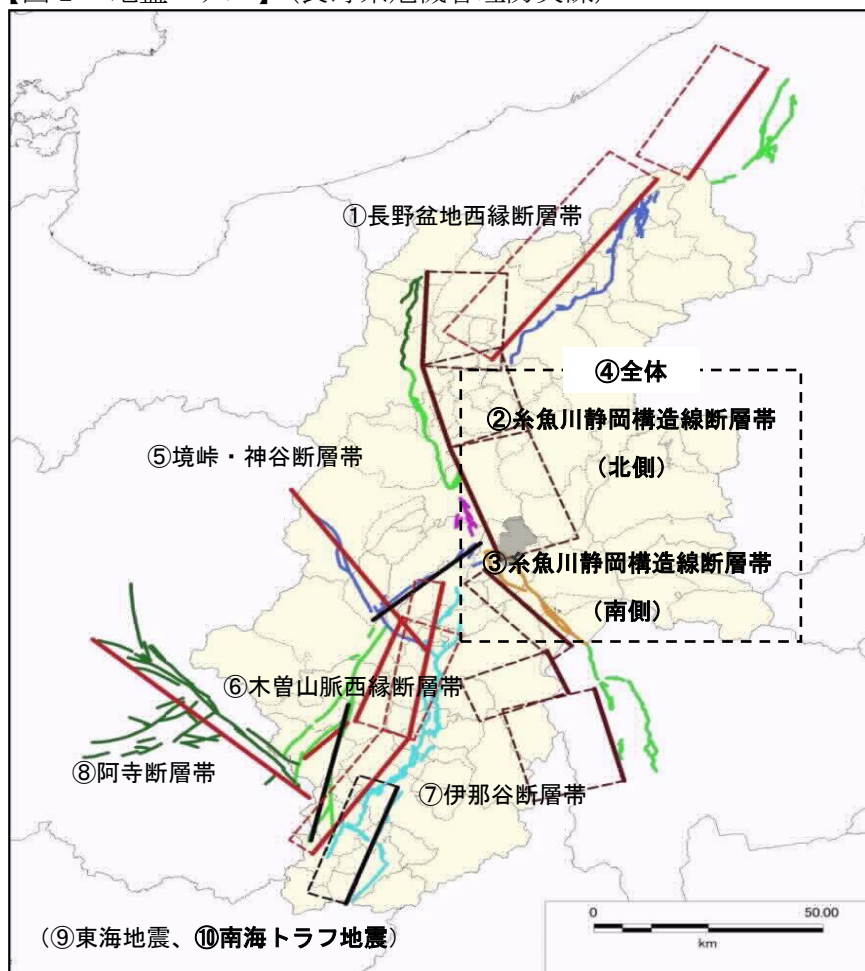
参考 長野県第3次地震被害想定

長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフ巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定しました。想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定。想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定。

(1) 地震動の予測結果

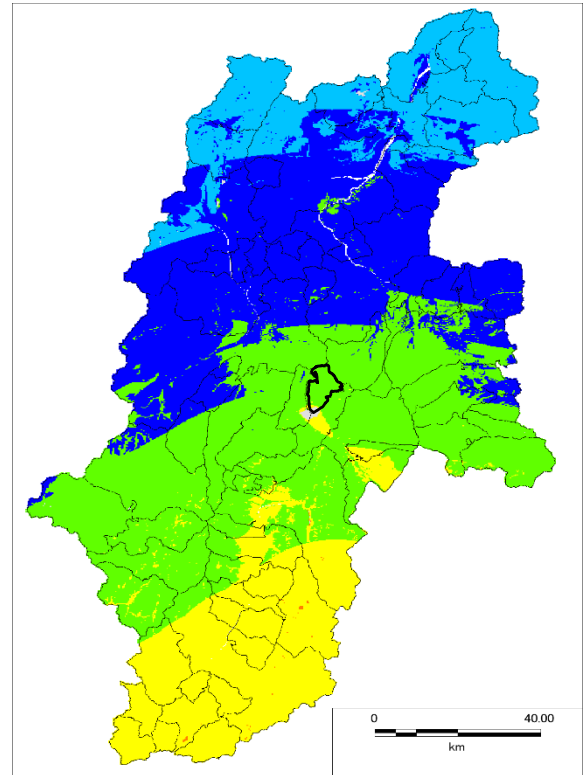
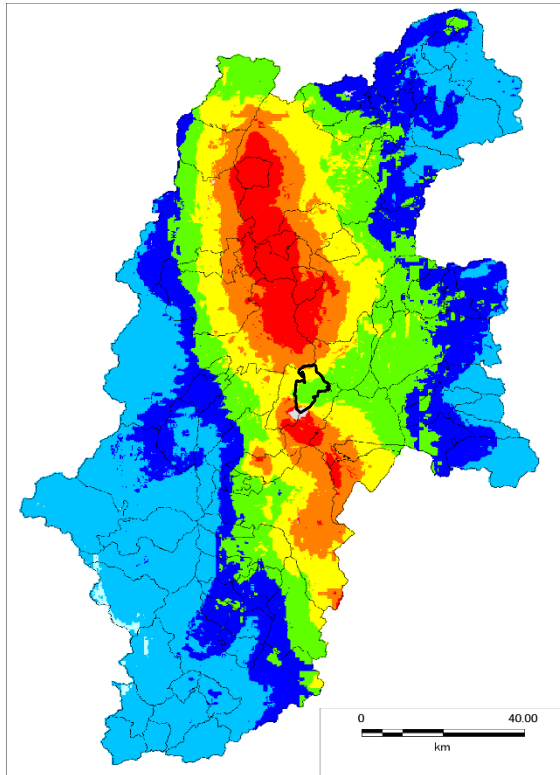
地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測。

【図1 地盤モデル】(長野県危機管理防災課)



④の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。(県内市町村で震度4～7)

⑩の地震では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



(例) ④糸魚川静岡構造線断層帯 (全体) の地震

⑩南海トラフの地震 (陸側ケース)

(2) 建物、人的被害などの主な予測結果 (長野県全体)

		④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)地震			⑩南海トラフ地震 (陸側ケース)			備考		
建物被害	全壊・焼失	(棟)	82,750	～	97,940	2,230	～	2,260	予測結果の幅は、季節、時間帯、風速のケース分けによる	
	半壊	(棟)	103,450	～	109,620	20,420	～	20,450		
人的被害	死者	(人)	5,570	～	7,060	130	～	180		
	負傷者	(人)	31,160	～	37,760	3,330	～	4,440		
生活支障	避難者	(人)	367,540			59,690				被災2日後(最大)
	孤立集落	(箇所)	566			135				
ライフライン	上水道断水	(人)	1,453,310			701,780			被災直後	
	停電	(軒)	700,570			333,620			被災直後	

建物、人的被害などの主な予測結果（下諏訪町）

			④糸魚川静岡構造線 断層帯(全体)地震		⑩南海トラフ地震 (陸側ケース)	備考	
建物 被害	全壊・焼失	(棟)	830		40	予測結果の幅は、 季節、時間帯、風 速のケース分けに よる	
	半壊	(棟)	1,780		160		
人的 被害	死者	(人)	40	～	50		わずか
	負傷者	(人)	370	～	480		10
生活 支障	避難者	(人)	4,890		280	被災2日後(最大)	
	孤立集落	(箇所)	1		0		
ライフ ライン	上水道断水	(人)	19,400		5,380	被災直後	
	停電	(軒)	10,180		2,770	被災直後	

2 総合目標、基本目標

国土強靱化は、大規模災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を横断的に、住民や企業との協働、長野県や関係機関と連携して、総合的に推進する必要があります。下諏訪町総合計画の基本理念「安心安全で暮らしやすいまちづくり」と両輪となるよう、国の基本計画が掲げる基本目標と調和を図り設定された長野県強靱化計画の「総合目標」と「基本目標」を本計画においても準用し、以下のとおり本計画の「総合目標」と「基本目標」を設定します。

総合目標	多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり
基本目標	<ol style="list-style-type: none">1. 人命の保護が最大限図られること2. 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること5. 流通・経済活動を停滞させないこと6. 二次災害を発生させないこと7. 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ること <p>A. 文化遺産を守り、後世に伝えること</p>

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の主旨を踏まえ、これまでの下諏訪町での取り組みを活かし、過去の多くの災害から学びつつ配慮すべき事項を取りまとめ、大規模災害等に備えた「強さ」と「しなやかさ」を持つ地域づくりに向けて、(1)～(4)の方針に基づき取り組みを推進します。

(1) 下諏訪町の強靱化を推進する上での取組姿勢

- 下諏訪町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進します。
- 下諏訪町が有する抵抗力、回復力、適応力を認識し、強化していきます。
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って計画的に取り組みを推進します。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 自助、共助、公助が確実に、効果的に機能するよう、下諏訪町と町民とが普段から防災意識を共有しながら取り組みを推進します。

(3) 効率的な施策の推進

- 地域の人口減少や高齢化に伴う課題やニーズの変化、建物やライフライン設備をはじめとする社会資本の老朽化等下諏訪町の特性を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用や長寿命化等の効率的な維持管理等により、費用を縮減し効率的に施策を推進します。
- 下諏訪町の強靱化計画推進に資する長野県や外部機関等が実施する調査や事業に協力し、相乗効果を高めつつ効率的に施策を推進します。

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- コミュニティ機能の強化や防災意識向上のための環境整備等の施策を推進します。
- 新しい生活様式を踏まえた安心安全で暮らしやすい地域であるため、女性、高齢者、子供、障害者などに配慮した施策を推進します。
- 下諏訪町の自然や歴史文化の保全・維持に配慮した施策や、観光資源を中心とした関係人口に対する施策を推進します。

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

下諏訪町は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

① 下諏訪町における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する下諏訪町の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、下諏訪町における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られること	1-1)	地震等による建物・交通施設等の倒壊・火災等による死傷者の発生
	1-2)	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3)	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4)	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5)	(長野県:火山噴火による死傷者等の発生)
	1-6)	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者に対し、迅速に救助・救急活動が行われること	2-1)	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2)	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4)	(長野県:医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺)
	2-5)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1)	(長野県:信号機の停止等による交通事故の多発)
	3-2)	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-3)	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1)	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4)	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1)	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2)	(長野県:高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止)
	5-3)	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次災害を発生させないこと	6-1)	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2)	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3)	(長野県:有害物質の大規模拡散・流出)
	6-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-5)	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6)	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2)	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3)	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4)	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
A 文化遺産を守り、後世に伝えること	A-1)	文化財等の被災による死傷者の発生
	A-2)	後世に残すべき貴重な文化遺産の被災

3 施策分野の設定

評価を行う施策分野は、国の基本計画や総合計画と調和を図り、以下の 17 分野とします。

施策分野	個別施策分野	行政機能／警察・消防等／防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 エネルギー 金融 情報通信 産業構造 交通・物流 農林水産 国土保全 環境 土地利用（国土利用）
	横断的分野	リスクコミュニケーション 人材育成 官民連携 老朽化対策 研究開発

4 脆弱性評価結果

評価結果は、別表 1 のとおりです。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針は、以下のとおりです。

1 人命の保護が最大限図られること

1-1 地震等による建物・交通施設等の倒壊・火災等による死傷者の発生

住宅の耐震化（建設水道課）

- 「下諏訪町耐震改修促進計画」（第Ⅲ期）」（2020年度から2024年度）に沿った住宅の耐震化を図ります。
 - ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援
 - ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
 - ・建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携
 - ・耐震化を進めるための関係団体との連携

建築物等の耐震化（総務課・産業振興課）

- ブロック塀の点検・改修を支援します。

交通施設の耐震化（建設水道課）

- 不特定多数が利用する交通施設等の老朽化による倒壊を避けるため耐震化の推進を図ります。

都市環境の整備（建設水道課）

- 町は、市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、都市計画道路整備や市街地整備、都市公園整備により、安全な都市環境の整備を促進します。

1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

学校等における避難計画の推進（総務課・教育こども課）

- 学校等は避難確保計画を作成することにより、災害時に人的被害等が発生しないよう、適切な学校等施設の点検、危険防止措置、防火管理を推進します。

学校施設の耐震化等（教育こども課）

- 町立小中学校及び子育て支援施設の整備については、耐震化を含め、適正な維持管理に努めます。

<p>大規模建築物の耐震化（総務課・建設水道課）</p> <p>○多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断・耐震補強などの助成を実施するほか、耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「下諏訪町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」に沿って、計画的に耐震化を進めます。</p>
<p>消防力の強化（消防課）</p> <p>○消防力の維持、確保のため、車両・資器材等の更新整備を計画的に行うとともに、適切な消防水利の設置及び維持管理を行います。</p>

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

<p>治水対策の推進（建設水道課）</p> <p>○大規模水害を未然に防ぐため、河川、水路を定期的に点検するとともに、計画的な整備及び維持管理を図り、国、県等とともに総合的な治水対策を推進します。</p>
<p>水防災意識社会の再構築（総務課・建設水道課）</p> <p>○県の管理する河川において、県、近隣市町村等からなる大規模氾濫減災協議会が設置されており、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するための取組方針に則り、必要な減災対策等を推進します。</p>

1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

<p>土砂災害対策の推進（総務課・建設水道課）</p> <p>○町は、土砂災害に対する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業によるハード対策と、土砂災害警戒情報の発表の際の周知等のソフト対策を県と協力・推進し、集落、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等の重要施設や地域の財産を守ります。</p>
<p>森林の荒廃対策の推進（産業振興課）</p> <p>○町は、県とともに森林整備と施設整備が一体となった治山事業に取り組み、森林の土砂災害防止機能を向上させ、土砂災害や流木災害を防ぐ「災害に強い森林づくり」を推進します。</p>
<p>土砂災害等における避難（総務課・保健福祉課）</p> <p>○総合ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練等、警戒避難体制の整備を推進します。</p>

1-5 火山噴火による死傷者等の発生

火山防災施策の実施（長野県危機管理部、企画振興部、観光部）

○県は、活動火山対策特別措置法（平成 27 年改正）において設置が義務付けられた火山防災協議会の活動を支援するとともに、国、関係市町村等の関係機関と連携しながら、火山災害への警戒が必要な地域に住む住民の方や登山客に向けた火山防災施策を実施します。

（第 2 期長野県強靱化計画より）

1-6 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

避難指示等の情報伝達体制の推進（総務課・産業振興課）

○適切に避難指示等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るとともに、迅速に住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供します。

○増加する外国人観光客等の滞在者に対して、安全な避難誘導等のため、情報収集の手段の提供、多言語表記等により安心して旅行していただくための取り組みを推進します。

防災教育の推進（教育子ども課）

○学校における防災教育と併せて、地域の実情に応じて町、自主防災組織などとの連携に基づく防災教育を広く推進し、児童生徒により身近な視点からの防災意識の啓発を図ります。

避難行動要支援者対策の推進（保健福祉課）

○町は、要配慮者が安全に避難できる避難支援計画を具体化する手法として、要配慮者がどこに住んでいて、誰が支援者となり、どこに避難させるか等の情報の整備に務めます。

要配慮者利用施設対策の推進（総務課・保健福祉課）

○町は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の作成などを義務付ける水防法等の改正を受け、地域の実情を反映し実効性の高い計画となるよう促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動をとることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた指導・助言を行います。

2 負傷者に対し、迅速に救助・救急活動が行われること

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

道路の落石危険箇所整備の推進（建設水道課）

- 町及び県は、落石や岩盤崩落等の恐れがあり、対策が必要な箇所について、災害時の孤立集落発生や落石による人身事故の防止等、道路利用者の安心・安全を確保するため、順次、防災対策工事を実施します。
- 災害時、緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送路の防災対策については、県とともに優先的に対策を実施します。

緊急輸送路整備の推進（建設水道課）

- 町及び県は、災害時における緊急輸送路や幹線道路ネットワークの機能確保や落橋による二次的災害を防止するため、道路の維持管理と建設の両面から緊急輸送路整備を重点的に実施し、安全で安心できる町民生活を実現します。
- 鉄道駅、生活圏を結ぶ幹線道路を維持管理し、大規模災害時におけるスムーズな応援受入が可能となるようにします。

大雪による孤立対策の推進（総務課・建設水道課）

- 町は、国、県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進します。具体的には、「下諏訪町雪害対策マニュアル」による除雪体制の構築、県等と連携した除雪機械の整備及び関係機関との豪雪時における相互除雪の実施、ホームページ等あらゆる媒体を活用した広報を行います。
- 大規模災害において孤立が予想される地区の実態を把握し、食料品等の分散備蓄に配慮するとともに住民の備蓄を促します。

ヘリコプター・船舶による救急救助、救援物資搬送（総務課・建設水道課・教育こども課）

- 赤砂崎公園は、長野県の「広域受援計画」において、全県的な広域災害に備えたヘリコプター支援の拠点となる「拠点ヘリポート」に指定されており、広域的なヘリコプター運用を支援します。
- 「赤砂崎公園」、「総合運動場」に物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポートを確保、指定しています。この災害対策用ヘリポートは、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にあり、総合的な支援拠点となりうる場所となっています。

<p>○「下諏訪ローイングパーク」は湖周の交通網が被災した場合に、船舶等による人及び物資運搬等の支援を行います。また、水上輸送拠点として、災害時には船を使って物資や人を輸送する拠点となります。</p>
<p>ライフライン施設の安全性確保（建設水道課）</p> <p>○各ライフライン施設の耐震化及び被災後の迅速な復旧を図るため体制を強化します。</p>
<p>水、食料等の不足対策の推進（総務課）</p> <p>○下諏訪町地域防災計画に基づき、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要な量を確保し、迅速に水、食料等を提供する態勢を整えます。</p> <p>○町だけでは食料等の供給が困難な場合などにおいて、国、県と連携しながら水、食料等を供給します。</p> <p>○自然災害の発生により水道施設が被災した場合には、断水となる可能性があります。給水車や水道事業者及び職員等による応急復旧活動を実施します。</p>
<p>生活必需品の調達・供給体制の整備（総務課・産業振興課）</p> <p>○大規模災害が発生し、住家等の被害があった場合、被災者はまず、避難所に避難することになりますが、食料・水のほかにも生活必需品が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保する体制強化を図ります。</p>

2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

<p>自主防災組織の充実強化（総務課）</p> <p>○下諏訪町では、平成30年に「防災ネットワークしもすわ」が設立され、地域の防災活動の活性化に継続的な支援を実施しています。</p> <p>○「共助」の持つ最大の特徴は「即応性」です。出前講座の開催など、地域の実情や課題に応じて柔軟な対応が可能な防災に向けた取り組みを進めることにより、地域づくりや地域の活性化と並列・相乗する形での、自主防災組織の充実や強化を図っていきます。</p> <p>○自主防災組織の活動支援及び活動資器材の整備充実を図ります。</p>
<p>消防団の活性化（消防課）</p> <p>○町は消防団の充実・強化のための支援を継続するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多様な人材に対する消防団活動へのアプローチ ・児童生徒に対する消防団活動の周知促進 ・消防団員の処遇改善の取り組み <p>などを通じ、地域における消防団の活性化を図っていきます。</p>

消防の体制整備の促進（消防課）

- 各消防本部は、大規模災害において迅速な救助・救急を実施するため、「消防力の整備指針」（消防庁告示）等に基づき、地域の実情に合った施設及び人員を整備します。
- 県は、緊急消防援助隊の運用をより実効性のあるものにするため、平成 29 年 6 月に応援計画を全面改定し、受援計画は今後改定する予定です。
- 本県の消防防災航空体制は、平成 29 年 3 月に発生した消防防災ヘリコプターの事故により失われましたが、新体制で運用しています。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

石油類燃料の安定供給の確保（総務課）

- 石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化を図ります。

重要建築物の安全性確保（総務課・建設水道課）

- 災害時に災害応急対策の拠点として十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や非常用電源の確保など災害活動に対応できる設備の整備を計画的に実施します。

ヘリコプターによる救急搬送、自衛隊派遣要請（総務課・消防課）

- 要請に必要な施設の維持管理及び連絡調整等の体制整備を推進します。

2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

災害医療活動指針・地域災害医療活動マニュアルの整備（長野県県民文化部、健康福祉部）

- 県は、長野県災害医療活動指針を見直すとともに、二次医療圏ごとの地域災害医療活動マニュアルについても、見直しを促進します。あわせて、関係機関による訓練の実施を促進します。

（第 2 期長野県強靱化計画より）

災害急性期に対応する体制の整備（長野県県民文化部、健康福祉部）

- 県は、災害拠点病院を含むすべての病院における業務継続計画の策定の促進などにより被災によるリスクの軽減を図ります。また、DMAT 隊員の必要数を確保するため計画的な養成に努めます。

（第 2 期長野県強靱化計画より）

医療通訳体制の整備推進（長野県県民文化部、健康福祉部）

○県は、医療通訳体制の整備を推進するため、公益財団法人長野県国際化協会と連携し、必要な医療通訳人材の育成や、医療通訳体制を整備するため広域で検討する機会を設けていきます。

（第2期長野県強靱化計画より）

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害時における感染予防対策の推進（保健・衛生・予防）（保健福祉課）

○町は関係機関と協力し、以下の対策を実施することにより災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。

- ・手指消毒・生活環境の清潔保持といった「感染源対策」
- ・感染防止のための経路別必要物品（マスク、石鹸他）の選定
- ・飛沫感染・接触感染を防止するための「感染経路対策」
- ・高齢者・乳幼児などの感染症に罹患し易い者の健康維持のための「健康管理対策」
- ・避難住民の感染症発生状況の把握及び感染症発生時の対応

○衛生指導、健康調査などを実施し、感染症発生時は、疫学調査や医療提供、隔離、消毒などのまん延防止措置を行います。

○消毒用機器等の調達、薬剤等の感染症予防対策用資機材の維持管理に努めます。

○被災者の健康相談の実施、避難所での健康意識の向上に努めます。

感染症まん延防止措置の実施（発生時の対応）（総務課・保健福祉課）

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた措置を迅速に行います。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1 信号機の停止等による交通事故の多発

停電による信号機能停止の防止（長野県警察本部）

○県は、停電による信号機能停止を防止するために、信号機電源付加装置の整備及び発動発電機直結型接続ケーブルの整備を推進します。

（第2期長野県強靱化計画より）

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

行政の業務継続計画の推進（総務課）

○町は、自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害時にあっても、適切な業務執行を目的とした下諏訪町業務継続計画（BCP）を平成30年度に策定しました。

○今後は計画の更新・見直しを継続し、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き研究していきます。

○引き続き災害対策本部の設置や初動対応について確認する非常参集訓練をはじめ、職員を対象とした災害対応研修・訓練を実施していきます。

支援の要請（総務課）

○災害時において、被災状況等の情報を国、県等の関係機関と共有を図りながら、迅速かつ円滑な災害対応を行います。

広域応援の推進（総務課）

○町は、県の「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、協力し支援を図ります。

災害拠点施設の耐震化等（総務課・建設水道課）

○災害時に災害応急対策の拠点として十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や非常用電源の確保など災害活動に対応できる設備の整備を計画的に実施します。

3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

長野県防災行政無線の適切な運用（総務課）

- 大規模災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないように、適切な維持管理を実施します。

3-4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

電信電話施設災害予防対策の推進（総務課）

- 町は、テレビ、ラジオ放送、またそれ以外での情報発信も含め、迅速かつ円滑に収集・集約、共有を行うことで災害対策本部機能を強化し、災害対応業務の効率化、迅速化のため防災、医療、ライフライン関係機関の連携、インターネットや電子メール等を活用した住民等への情報発信を行います。

外国人観光客に対する情報提供（総務課・産業振興課）

- 町では、外国人に対し正確な情報提供をするため、公式ホームページを英語、中国語等 13 言語に多言語化しており、引き続き外国人に対する情報提供を推進します。

多様な通信手段の確保（総務課）

- 災害時の多種に渡る情報伝達手段の確保及び既存の伝達方法の適切な維持管理を行います。

避難行動要支援者への情報提供（総務課・保健福祉課）

- 高齢者等避難等情報伝達体制の整備、避難行動要支援者台帳の作成、避難対応の検討を進めます。
- 情報提供の多様化、手話通訳ボランティア派遣、通訳ボランティアの活用等に取り組みます。

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

石油類燃料の対策推進【長野県石油商業組合】（総務課）

○東日本大震災の教訓を踏まえると、大規模災害時には、石油製品の継続的な供給が困難な状況となるうえ、多くの消費者が「いざという時」のための給油の必要性を認識し、多数の消費者がサービスステーションに殺到することが予想されます。こうした事態を避けるため、国により自家発電設備等を備えた災害対応型中核給油所（中核SS）が全国で1,700箇所整備されましたが、緊急車両等への優先給油をより確実なものとするため、町は長野県石油商業組合との連携を強化します。

省エネルギー・自然エネルギーの推進（総務課・住民環境課）

○省エネルギーと自然エネルギーを推進することで、温室効果ガスの排出量を削減し地球温暖化の影響による災害を防止します。また、エネルギー自給率を高めることで化石燃料に頼らないエネルギー自立地域を確立するなど、災害に強いまちづくりを推進します。

ライフライン施設等の機能確保（総務課・建設水道課）

○各ライフライン施設の耐震化及び被災後の迅速な復旧を図るため体制を強化します。

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道・用水供給の体制整備（総務課・建設水道課）

○施設整備には莫大な費用が必要となることから、町は、水道事業者に対し、水道施設の重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を求めるとともに、施設整備に国庫補助を有効に活用することができるよう支援します。

県の水道事業の強化（総務課・建設水道課）

- 水道事業に係る浄水場等の基幹施設及び導・送水管等の基幹及び末端管路等について、耐震化を図ります。
- 県企業局との災害時連携協定等に基づく応急・復旧活動を的確に行うとともに、住民と連携した実践的な防災訓練を実施するなど、ソフト面の対応も強化します。
- 異物の混入による酸性値上昇等に備え、質の高い水質検査を継続するほか、薬品業者と苛性ソーダの優先調達について検討します。

○災害時の情報の早期把握のため、施設の運営状況を一元的に確認可能な情報共有システムを整備するとともに、現地機関の被災に備えた運転管理システムのバックアップ体制のあり方について、検討を進めます。

上水道施設等の迅速な復旧体制の確立（建設水道課）

○大規模災害時における応急給水活動及び応急復旧活動については、相互応援要綱等により広域的な応援体制の整備を推進します。

4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水処理施設等の耐震化等（建設水道課）

○町は、下水処理施設等の耐震化や下水道BCPの適切な見直しを実施します。
○町は、下水道BCPや防災訓練等により防災体制の強化を図ります。

下水道施設等の迅速な復旧体制の確立（建設水道課）

○「下諏訪町下水道耐震化計画」「下諏訪町下水道ストックマネジメント」により事前対策を行うとともに、汚水処理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の耐震化を推進します。

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

災害に強い道路網の整備（建設水道課）

○町等は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。

- ・幹線道路の整備を推進します。
- ・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送路を確保します。
- ・町内の一級河川の護岸道路など、主要な緊急輸送路の代替機能を持つ道路の整備を推進します。
- ・災害時の救急医療機関へのアクセスを確保するため、緊急輸送路からのアクセス道路の整備を推進します。
- ・電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。

林道の整備（産業振興課）

○町は、地域交通ネットワークや緊急輸送道路を補完する基幹的な林道の整備を計画的に実施します。
○農・林道整備事業で構築された道路構造物の耐震化等の保全対策を実施します。

<p>道路等ネットワークの整備推進（建設水道課・総務課）</p> <p>○町等は、道路の維持管理及び改修、橋梁の耐震化及び維持管理を図り、道路交通ネットワークを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備を推進します。 ・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送路を確保します。 ・町内の一級河川の護岸道路など、主要な緊急輸送路の代替機能を持つ道路の整備を推進します。 ・電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。 ・災害時の避難場所や支援施設として活用するため、防災機能を備えた「道の駅」の整備を図ります。 <p>○町は、幹線道路等の交通網や鉄道駅と生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。</p> <p>○東日本旅客鉄道と相互の連絡を緊密にし、情報収集・伝達の体制をあらかじめ整備します。</p> <p>○被害状況の把握、交通規制、障害物の除去等、各関係機関との連携を図ります。長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行います。</p>
<p>道路防災の推進（建設水道課）</p> <p>○道路法面、舗装、側溝に関わる道路施設の維持管理及び橋梁長寿命化修繕計画を基に改修、補修等を計画的に行い、道路や橋梁の防災対策を実施します。</p>
<p>降雪期の安全で円滑な道路交通の確保（建設水道課）</p> <p>○町は、「下諏訪町雪害対策マニュアル」により安全で円滑な交通を確保します。</p>
<p>大雪の際の道路交通の確保（建設水道課）</p> <p>○国、県、警察及びその他関係機関との連携及び「下諏訪町雪害対策マニュアル」により除雪体制の整備を行います。</p> <p>○河川施設等への排雪禁止等の注意喚起を行います。</p>
<p>物資輸送拠点の確保（総務課）</p> <p>○災害時の支援物資等の円滑な受け入れのため、拠点の確保及び運搬経路等の調査を進めます。</p>

5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

BCP策定等の推進（産業振興課）

○県は、平成25年4月に、東京海上日動火災保険株式会社及び県内4つの経済団体とともに、「長野県BCP策定に関する協定」を締結し、「長野県BCP策定支援プロジェクト」として、BCPに関するセミナーの開催や策定希望者への個別支援を実施してきました。平成30年度以降も、このプロジェクトのスキームを継続し、引き続き、事業者のBCP策定支援を行うとともに、策定されたBCPがより実効性の高いものとなるよう、BCMに対する支援にも取り組みます。

5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

高速道路（長野県建設部）

【NEXCO東日本】

○広域災害が発生した際の自衛隊など進出機関の進出拠点となる休憩施設の防災機能強化や、被害状況の早期把握など情報収集と伝達の強化、図上訓練の実施など災害対策強化に取り組みます。また、大雪時の通行止めによる影響を最小化するために、除雪車両の増強や事前配置、除雪作業の支障となる滞留車両の早期排除、お客さまへの情報提供の拡充、関係機関との連携強化などに取り組みます。

○高速道路の永続的な健全性の確保に向けて、大規模更新・大規模修繕の着実な実施に取り組んでいきます。また、長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT（情報通信技術）や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築するSMH（スマートメンテナンスハイウェイ）構想を推進します。

【NEXCO中日本】

- (1) 高速道路リニューアルプロジェクトの実施
- (2) 重量超過等違反車両の取締り強化
- (3) 災害時の緊急輸送路確保
- (4) 荒天時の通行確保
- (5) 特殊橋梁の耐震補強

（第2期長野県強靱化計画より）

<p>鉄道（長野県建設部）</p> <p>【JR 東日本】</p> <p>○JR 東日本は、変わらぬ使命として「『究極の安全に向けて』～災害に強い鉄道づくり～」を第一に掲げ、不断の努力を続けます。東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震などを想定した地震対策にハード・ソフト両面から取り組み、「災害に強い鉄道づくり」に邁進します。</p> <p>【JR 東海】</p> <p>○JR 東海では、自然災害による事故の防止を安全対策の重要な柱の 1 つとして位置づけ、様々な対策を実施しています。また、正常運行が阻害される事象となった場合においても、その影響を最小限にするため各種訓練や施策を実施しています。引き続き、これらの対策を継続します。</p> <p>【しなの鉄道（株）】</p> <p>○しなの鉄道（株）は、安全・安定輸送実現のため、年度ごと安全計画を定め、取り組み、万全の体制をもって、安全・安定輸送の実現を目指します。</p> <p>○「運転事故防止重点実施計画」及び「傷害事故重点実施計画」に基づいて計画的に実施するとともに、毎月実施している安全推進委員会でチェック・修正し、社内で水平展開することにより、安全性の向上に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（第 2 期長野県強靱化計画より）</p>
<p>道路整備（長野県建設部）</p> <p>○県等は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。</p> <p>○県は、新幹線駅や高規格幹線道路の高速交通網や鉄道駅と生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。</p> <p style="text-align: right;">（第 2 期長野県強靱化計画より）</p>
<p>道路の維持管理（長野県建設部）</p> <p>○県では橋梁やトンネル、シェッド（洞門）の近接目視による点検を平成 30 年度までに実施するとともに、平成 31 年度から 5 年間で 2 巡目の点検を実施する予定です。また技術職員が少ない市町村に対して、「長野県道路メンテナンス会議」を通じて、定期点検が滞ることなく実施できるよう支援をしていきます。</p> <p style="text-align: right;">（第 2 期長野県強靱化計画より）</p>
<p>除雪（長野県建設部）</p> <p>○県は、国、市町村、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、降雪期において県管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を実施します。</p> <p style="text-align: right;">（第 2 期長野県強靱化計画より）</p>

5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

備蓄、物資の供給（総務課）

- 食料や飲料水の供給が停滞した場合に備え、町民、町、県はそれぞれの役割のもとに備蓄を推進します。
- 家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、県等の関係機関と連携し、物資を集積できる体制が整うような者と協定を進め、備蓄と流通備蓄の確保に努めます。
- 町は、災害時に円滑な物資の調達を行うため、協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

農産物の安定生産（産業振興課）

- 町は、農業用施設の位置や構造等を確認できるよう、個別施設の長寿命化計画の策定に努めます。
- 災害に強い農業生産基盤を目指し、計画的に農地の条件整備を進めます。
- 平時から、地域内における農産物の生産・流通の取組を進めます。

基幹的農業水利施設（産業振興課）

- 町は、農業水利施設等について、長寿命化のための機能保全計画を策定するとともに、緊急性の高い路線は順次対策工事を実施し、財政負担を平準化しつつ施設の保全を図ります。

炊き出し等食料品等の供給（住民環境課・保健福祉課）

- 災害時、炊き出しを行う施設・機器等の適切な維持管理を進め、炊き出しが円滑に実施できる体制整備を推進します。

6 二次災害を発生させないこと

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進（総務課・建設水道課）

- 大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり、火山噴火などの土砂災害による二次災害発生に備え、国、県等と連携し、迅速に応急対策工事の実施と、警戒避難体制の早期構築を実施します。
- 地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、必要に応じ長野地方気象台と土砂災害警戒情報の発表基準について協議を実施します。

緊急対応の推進（総務課・建設水道課）

- 河道閉塞のように重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、国及び県は、土砂災害防止法に基づき、被害の想定される範囲及び時期を明らかにするため緊急調査が実施され、町に結果が通知されます。町は、結果について周知を図ります。
- 地域の学識経験者や、国土交通省の専門家及びTEC-FORCEによる調査、砂防ボランティア協会等との協力体制により、大規模災害発生後の二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所の点検を速やかに実施します。

6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池による水害被害拡大の防止（総務課・産業振興課）

- 下諏訪町に影響を与えると予想されるため池等について、総合ハザードマップ等へ反映し、被害防止のため周知に努めます。

6-3 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出の防止（長野県危機管理部、健康福祉部、環境部、産業労働部、警察本部）

○県は、危険物関係業界・団体、消防機関やその他の関係機関等と連携し、長野県危険物安全大会等の機会を通じて、日頃から危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進します。また、関係機関が連携・協力し危険物施設の事故防止を図るため情報交換等を行う「長野県危険物事故防止連絡会」を開催し、県内各地での危険物取扱者保安講習会の開催により、危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者に周知徹底を図り、危険物取扱者の資質の向上を図ります。

○改修が義務付けられている腐食の恐れの高い地下タンク等への対応策の一つとして、消防本部を通じ、設置者に対して改修に利用できる中小企業融資制度資金「新事業活性化資金」を紹介するなど改修が推進するよう継続指導を実施します。

（第2期長野県強靱化計画より）

6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農山村の多面的機能の維持と環境保全の推進（産業振興課）

○農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路等）の保全管理を行うための活動組織を支援します。

6-5 観光や地域農産物に対する風評被害

風評被害対策の推進（産業振興課）

○町は、国・県・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。

○実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。

○報道機関には、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力を依頼します。

海外への情報提供（総務課）

○町は、国、県、関係機関等と連携して外国向け誘客プロモーション活動の施策を企画・実施し、海外に向けて、被災した観光地の状況と、正確な復旧状況を発信します。

6-6 避難所等における環境の悪化

災害時における感染予防対策の推進（保健福祉課）

○町は関係機関と協力し、以下の対策を実施することにより災害時の感染症の大規模発生を防ぎます。

- ・手指消毒・生活環境の清潔保持といった「感染源対策」
- ・感染防止のための経路別必要物品（マスク、石鹸他）の選定
- ・飛沫感染・接触感染を防止するための「感染経路対策」
- ・高齢者・乳幼児などの感染症に罹患し易い者の健康維持のための「健康管理対策」
- ・避難住民の感染症発生状況の把握及び感染症発生時の対応

避難所の対策推進（総務課・保健福祉課）

○特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄推進や、外国籍住民・旅行者の被災支援に対応する通訳ボランティアとの連携（災害時多言語支援センターの設置協力）、外国籍県民対象の防災リーダーの養成などを推進します。また、災害情報や避難情報を町公式ホームページにおいて発信するなど、ろう者が災害に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報発信に努めます。

○県は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府）に基づき、地域住民自らが、地域の避難所の開設・運営マニュアルの作成に取り組む際の参考資料として「避難所マニュアル策定指針」（平成 14 年度策定、平成 23 年度改定）を策定しました。町は、これを活用し地域住民等における「避難所運営マニュアル」の策定推進を行います。

避難者の健康管理の推進（住民環境部・保健福祉課）

○町は、県と連携し、必要な保健師等の派遣要請等を行い、避難者の感染防止及び心身の健康支援を行います。

○関係機関との連携による医療情報等の提供、救護・健康相談、栄養指導、炊き出し等の体制構築を図ります。

要配慮者の受入体制の推進（総務課・保健福祉課）

○町は、要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、県と連携し、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備するとともに、国のガイドライン等を活用し、適正な避難所の運営管理を行います。

避難所となる施設の整備・備蓄の推進（総務課）

○耐震化されていない避難所等の耐震化を進めます。

○必要に応じ避難施設の追加を進めます。

○各避難施設等に対し、必要な整備をするとともに、備蓄品についても適切に配備・更新します。

災害時のごみ、し尿処理対策（住民環境課・建設水道課）

- 災害廃棄物等の処理に関する体制を構築します。
- 防災拠点のトイレ施設及び公園の仮設トイレの適切な管理を実施します。

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻るこ

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事

災害廃棄物処理計画の策定推進（住民環境課）

- 町は、災害廃棄物処理計画を策定し大規模災害に備えます。
- 災害廃棄物の発生量や処理見込み、処理施設の被害状況・稼働見込みの把握と県への報告、業者の手配等が行える体制を整えます。

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事

道路啓開等の対策推進（建設水道課）

- 町及び県は発災後、直ちに管理道路のパトロールを行い通行可能な道路を把握し、人命救助や物資輸送に繋げるとともに、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。
- 平成 26 年の大雪災害時のように、管理道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行が困難な場合は、災害対策基本法に基づく道路区間の指定を行い、運転者に対し車両の移動を命じるとともに、自ら車両の移動を行います。

7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事

被災者生活再建支援金による迅速な支援（総務課）

- 住家被害認定が支援金申請に不可欠なため、町は、住家被害認定等が速やかに実施されるよう、研修等へ積極的に参加します。

住宅の確保体制の整備（総務課・住民環境課・産業振興課・建設水道課）

- 応急仮設住宅の建設予定地をあらかじめ定めておきます。
- 被害の状況に応じ、対応を進めます。
 - ・利用可能な公営住宅の把握や借り上げを実施し、応急仮設住宅の建設を県に要請します。
 - ・災害公営住宅の建設、既存町営住宅の再建、被災者の優先入居措置等を行います。

7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主防災組織による地域防災力の向上（総務課）

- 町は、出前講座や自主防災組織リーダー研修等を通じて、地域の防災の中心となる人材の育成や、地域ごとの自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実、強化を図ります。
- 計画的に復興を進めるため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興のための施策に関する方針を定め、主体的に復興への取り組みを推進します。
- 町は、必要に応じ国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図ります。

被災者の生活再建支援（総務課・税務課・住民環境課・建設水道課）

- 住宅対策、被災者生活再建支援法適用など救済措置を講じ、生活の確保を図ります。
- 住まいの確保、生活資金等の支給、迅速処理の仕組み構築、生業や就労の回復、コミュニティの維持回復、心身のケア等の支援を行います。

A 文化遺産を守り、後世に伝えること

A-1 文化財等の被災による死傷者の発生

外国人観光客に対する情報提供（総務課・産業振興課）（再掲 3-3）

○町では、外国人に対し正確な情報提供をするため、公式ホームページを英語、中国語等 13 言語に多言語化をしており、引き続き外国人に対する情報提供を推進します。

避難指示等の情報伝達体制の推進（総務課）（再掲 1-6）

○適切に避難指示等を発令するとともに、災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図るとともに、迅速に住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供します。

○増加する外国人観光客等の滞在者に対して、安全な避難誘導等のため、情報収集の手段の提供、多言語表記等により安心して旅行していただくための取り組みを推進します。

A-2 後世に残すべき貴重な文化遺産の被災

平時からの文化財管理・保護（産業振興課）

○文化財所有者、管理者による定期的な点検、危険箇所の応急修理が行われるよう指導します。

文化財所有者等の防災力の強化（消防課・産業振興課）

○施設所有者、管理者との意見交換や防火パトロール等により防災意識の向上を図ります。

別表

別表1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態」とプログラム一覧

基本目標1 人命の保護が最大限図られること

1-1)	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅の耐震化
		建築物等の耐震化
		交通施設の耐震化
		都市環境の整備
1-2)	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	学校等における避難計画の推進
		学校施設の耐震化等
		大規模建築物の耐震化
		消防力の強化
1-3)	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	治水対策の推進
		水防災意識社会の再構築
1-4)	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	土砂災害対策の推進
		森林の荒廃対策の推進
		土砂災害等における避難
1-5)	火山噴火による死傷者等の発生 (第2期長野県強靱化計画への対応)	火山防災施策の実施
1-6)	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生	避難指示等の情報伝達体制の推進
		防災教育の推進
		避難行動要支援者対策の推進
		要配慮者利用施設対策の推進

基本目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助・救急活動が行われること

2-1)	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	道路の落石危険箇所整備の推進
		緊急輸送路整備の推進
		大雪による孤立対策の推進
		ヘリコプター・船舶による救急救助、救援物資搬送の支援
		ライフライン施設の安全性確保
		水、食料等の不足対策の推進
		生活必需品の調達・供給体制の整備
2-2)	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	自主防災組織の充実強化
		消防団の活性化
		消防の体制整備の促進
2-3)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	石油類燃料の安定供給の確保
		重要建築物の安全性確保
		ヘリコプターによる救急搬送、自衛隊派遣要請
2-4)	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺 （第2期長野県強靱化計画への対応）	災害医療活動指針・地域災害医療活動マニュアルの整備
		災害急性期に対応する体制の整備
		医療通訳体制の整備推進
2-5)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害時における感染予防対策の推進（保健・衛生・予防）
		感染症まん延防止措置の実施（発生時の対応）

基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1)	信号機の停止等による交通事故の多発 (第2期長野県強靱化計画への対応)	停電による信号機能停止の防止
3-2)	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政の業務継続計画の推進
		支援の要請
		広域応援の推進
		災害拠点施設の耐震化等
3-3)	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	長野県防災行政無線の適切な運用
3-4)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	電信電話施設災害予防対策の推進
		外国人観光客に対する情報提供
		多様な通信手段の確保
		避難行動要支援者への情報提供

基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	石油類燃料の対策推進【長野県石油商業組合】
		省エネルギー・自然エネルギーの推進
		ライフライン施設等の機能確保
4-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道・用水供給の体制整備
		県の水道事業の強化
		上水道施設等の迅速な復旧体制の確立
4-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	汚水処理施設等の耐震化等
		下水道施設等の迅速な復旧体制の確立
4-4)	地域交通ネットワークが分断する事態	災害に強い道路網の整備
		林道の整備
		道路等ネットワークの整備推進
		道路防災の推進
		降雪期の安全で円滑な道路交通の確保
		大雪の際の道路交通の確保
物資輸送拠点の確保		

基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1)	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	B C P 策定等の推進
5-2)	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止（第2期長野県強靱化計画への対応）	高速道路、鉄道、道路整備、道路維持管理への対応
5-3)	食料・飲料水等の安定供給の停滞	備蓄、物資の供給
		農産物の安定生産
		基幹的農業水利施設
		炊き出し等食料品等の供給

基本目標 6 二次的な被害を発生させないこと

6-1)	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進
		緊急対応の推進
6-2)	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池による水害被害拡大の防止
6-3)	有害物質の大規模拡散・流出 （第2期長野県強靱化計画への対応）	有害物質の拡散・流出の防止
6-4)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農山村の多面的機能の維持と環境保全の推進
6-5)	観光や地域農産物に対する風評被害	風評被害対策の推進
		海外への情報提供
6-6)	避難所等における環境の悪化	災害時における感染予防対策の推進
		避難所の対策推進
		避難者の健康管理の推進
		要配慮者の受入体制の推進
		避難所となる施設の整備・備蓄の推進
		災害時のごみ、し尿処理対策

基本目標 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

7-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画の策定推進
7-2)	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路啓開等の対策推進
7-3)	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	被災者生活再建支援金による迅速な支援
		住宅の確保体制の整備
7-4)	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	自主防災組織による地域防災力の向上
		被災者の生活再建支援

基本目標 A 文化遺産を守り、後世へ伝えることに

A-1)	文化財等の被災による死傷者の発生	外国人観光客に対する情報提供（再掲）
		避難指示等の情報伝達体制の推進（再掲）
A-2)	後世に残すべき貴重な文化遺産の被災	平時からの文化財管理・保護
		文化財所有者等の防災力の強化

プログラム毎の脆弱性評価結果

基本目標 1 人命の保護が最大限図られること

1-1) 地震等による建物・交通施設等の倒壊・火災等による死傷者の発生

[地震災害]

糸魚川静岡構造線断層帯における想定

- ・ 想定される家屋被害の最大値（液状化、揺れ、断層変位、土砂災害、火災の合計）
全壊・焼失：830 戸
半壊：1,780 戸
- ・ 想定される建物倒壊による人的被害の最大値
死者数：50 人
負傷者数：410 人
重傷者数：220 人

（出典：長野県地震被害想定調査報告書）

[雪害]

- ・ 積雪量は比較的少ないが、日本の南岸を低気圧が通過する場合に大雪となる可能性がある。

平成 13 年 1 月 積雪 1m

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
住宅の耐震化 建設水道課	<p>○長野県内では、平成 23 年に長野県北部地震（震度 6 強）や中部地震（震度 5 強）が、また、平成 26 年には長野県神城断層地震（震度 6 弱）が発生しており、下諏訪町においても、「糸魚川静岡構造線断層帯の地震」により町全域で震度 5 強から震度 7 が予想されているため、予断を許さない状況です。</p> <p>○人命の保護とともに、災害発生後もできる限り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。</p>
建築物等の耐震化 総務課 産業振興課	<p>○倒壊の危険性のあるブロック塀の人的被害防止対策が必要です。</p>
交通施設の耐震化 建設水道課	<p>○不特定多数が利用する交通施設等の老朽化等による倒壊を避けるため耐震化の必要があります。</p>

<p>都市環境の整備 建設水道課</p>	<p>○住宅密集地等では、地震時において大規模な火災の可能性、あるいは道路が閉塞し地区外への避難経路が確保できなくなる可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難になることがあります。</p> <p>○地震や火災から人命を保護するため、住宅密集地等において、延焼防止や避難路の確保など安全な都市環境の整備が必要です。</p>
---------------------------------	---

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

<p>[地震災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糸魚川静岡構造線断層帯の地震による火災（冬 18 時・強風及び平常風速時） 建物被害 出火件数：2.3 炎上出火件数：1.1 消火可能件数 0.9 焼失：0 人的被害 0 ・平成 30 年 出火件数：7 死者：1 名 負傷者：4 名 <p style="text-align: right;">（出典：長野県地震被害想定調査報告書）</p>	
--	--

<p>施策・プログラム群 担当課</p>	<p>脆弱性評価結果</p>
<p>学校等における避難計画の推進 総務課 教育子ども課</p>	<p>○学校等は避難確保計画を作成し、災害時に人的被害等が発生しないよう備える必要があります。</p> <p>○適切な学校等施設の点検、危険防止措置、防火管理を推進する必要があります。</p>
<p>学校施設の耐震化等 教育子ども課</p>	<p>○学校施設には多くの児童・生徒がおり、また災害時には避難所として使用される場合があるため、施設の老朽化等に対し、学校生活の安全確保等、緊急性に配慮しながら施設整備を進める必要があります。</p>
<p>大規模建築物の耐震化 総務課 建設水道課</p>	<p>○多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合には、多くの被災者や被害が発生するため、これらの建築物の早期の耐震診断や耐震改修が求められます。</p>
<p>消防力の強化 消防課</p>	<p>○消防力の維持、確保のため、車両・資器材等の更新整備を計画的に行うとともに、消防水利の設置及び維持管理についても適切に行う必要があります。</p>

1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

・平成 18 年 7 月豪雨

諏訪市を中心に浸水面積 558ha 床上浸水：1,076 棟 床下浸水：1,465 棟

下諏訪町 24 時間最大雨量：220mm

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
治水対策の推進 建設水道課	○町は、急峻な地形や脆弱な地質といった自然条件に加え、近年の都市化の進展に伴い市街地の密集化、地形・地質条件の劣る地域の市街化、河川流域の保水機能低下など都市化の進展により流域の保水力が低下していること、局所的な集中豪雨が近年多発していること等から、毎年のように水害が発生しています。
水防災意識社会の再構築 総務課 建設水道課	○台風、豪雨などにより全国各地で大規模な洪水被害が発生していることから、多くの河川を抱える町においても同じような大水害が起こり得ることを念頭に、社会の意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと転換し、社会全体で常に洪水氾濫に備える必要があります。 ○従来から実施している雨水対策などのハード対策に加え、大雨が降った場合の「洪水浸水想定区域図」等の・周知等のソフト対策により水害リスク情報を社会全体で共有し、河川が氾濫する前に円滑かつ迅速に避難するため、町、河川管理者、住民等が連携・協力し、減災対策を推進する必要があります。

1-4) 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

[地すべり等]

	箇所数	人家戸数 (戸)	
		警戒区域	特別警戒区域
土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区域	56	4,061	93
急傾斜値の崩壊	146	859	238
地すべり	24	402	0

下諏訪町地域防災計画

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
土砂災害対策の推進 総務課 建設水道課	○急峻な地形と脆弱な地質を有する当町においては、対策必要箇所が多数存在するため、県とともにハード対策の着実な推進と、総合ハザードマップの活用等ソフト対策を進める必要があります。
森林の荒廃対策の推進 産業振興課	○平成 29 年 7 月九州北部豪雨などの山地災害において、崩壊地や土石流下部が森林域であったことや、流木の発生が災害後の行方不明者捜索や復旧事業の支障となったことなどから、森林整備と施設整備が一体となった治山事業により森林の土砂災害防止機能を向上させ、土砂災害や流木災害を防ぐ「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。
土砂災害等における避難 総務課 保健福祉課	○総合ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練等、警戒避難体制の整備をする必要があります。

1-5) 火山噴火による死傷者等の発生

<p>[火山災害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内及び近隣の活火山数：10 ・ 爆発・噴火による甚大な被害を被る可能性は少ないが、降灰被害が考えられる。 <p style="text-align: right;">下諏訪町地域防災計画</p>

火山噴火による住民や観光客への直接的な被害は少ないと考えられることから、必要に応じ長野県の要請等に対応します。

1-6) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

<p>施策・プログラム群 担当課</p>	<p>脆弱性評価結果</p>
<p>避難指示等の情報伝達体制の推進 総務課 産業振興課</p>	<p>○災害から被害を受けないためには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。</p> <p>○避難行動は自ら判断し行動を起こすことが基本ですが、町から避難指示等が発令された場合は、それに従い、迅速な避難行動をとる必要があります。</p> <p>○避難指示等の発令の遅れや、発令情報の不達は避難行動の遅れにつながります。適切に避難指示等が発令し、迅速な避難行動ができるようにするため、これまでの災害の教訓を踏まえた「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年4月内閣府）の改定に対応したマニュアルの見直しや、それに伴う訓練を行う必要があります。また、住民や観光客等の滞在者が迅速かつ的確に避難指示等の発令情報を把握できるよう、防災行政無線及び緊急速報メール等の活用を推進する必要があります。</p>
<p>防災教育の推進 教育こども課</p>	<p>○災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校を始め様々な方法で実践的な安全教育の指導法構築に取り組むなど、引き続き、防災教育の充実を図る必要があります。</p>
<p>避難行動要支援者対策の推進 保健福祉課</p>	<p>○災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、町は避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、個別計画の策定を推進する必要があります。</p>
<p>要配慮者利用施設対策の推進 総務課 保健福祉課</p>	<p>○社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、平成28年台風10号の際にみられるように災害時において要配慮者の迅速な災害対応が困難であることを前提に、地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、管理者を含めた職員が発令される避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移ることができるような取組を行う必要があります。</p>

基本目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

- ・計画：人口の5%（約960～1,000人）の2食分（1,920～2,000食）の確保

下諏訪町地域防災計画

[地震災害]

- ・糸魚川静岡構造線断層帯の地震における下諏訪町の避難者数

	被災1日後	被災2日後	被災1週間	被災1ヶ月後
避難者総数	1,900	4,890	3,830	3,390
避難所	1,140	2,440	1,910	1,020
避難所外	760	2,440	1,910	2,370

基準人口：21,530人（2010年国勢調査）

- ・食糧需要（避難所避難者数×1.2×3食）

	被災1日後	被災2日後
食糧需要	4,104	8,784

- ・断水人口・断水率

	発災直後	被災1日後	被災2日後	被災1週間
断水人口（人）	19,400	14,760	8,270	1,770
断水率（%）	92	70	39	8

給水人口：21,020人

（出典：長野県地震被害想定調査報告書）

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
道路の落石危険箇所整備 の推進 建設水道課	○台風などの大雨や地震により落石が発生すると、通行車両などが被災したり、孤立が生じる恐れがあります。落石等災害の危険性が高い箇所について、落石防護柵などの防災対策施設を整備し、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。
緊急輸送路整備の推進 建設水道課	○地震により橋梁等が破損すると、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送に支障が生じる恐れがあります。このため、緊急輸送路及び幹線道路における狭隘箇所等の整備、対策が必要となる橋梁や沿道建築物等の耐震補強を進める必要があります。 ○災害に伴う国及び他の都道府県からの応援を迅速かつ円滑に被災地に受け入れるため、災害に際し地域にお

	ける幹線道路ネットワークが十分に確保されている必要があります。
大雪による孤立対策の推進 総務課 建設水道課	○大雪による長時間に及ぶ通行止めは、町民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。大雪に伴う集落の孤立などを防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進する必要があります。
ヘリコプター・船舶による救援救助、救援物資搬送 総務課 建設水道課 教育こども課	○大規模災害が発生した時には、迅速な救急救助活動や効率的な救援物資搬送等の受援体制を整備する必要があります。道路交通網が被災し、孤立した場合等にあつては、ヘリコプター・船舶を活用し、効率的に救急救助や救援物資が搬送されることが重要です。
ライフライン施設の安全性確保 建設水道課	○エネルギー供給の長期途絶を避けるため、各ライフライン施設の耐震化及び被災後の迅速な復旧を図るため連絡体制を強化する必要があります。
水、食料等の不足対策の推進 総務課	○大規模災害が発生し、住家等の被害があつた場合、被災者はまず、避難所に避難することになりますが、断水や物流の途絶により、水、食料等の生命を維持するための物資が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を実施する必要があります。
生活必需品の調達・供給体制の整備 総務課 産業振興課	○大規模災害が発生し、住家等の被害があつた場合、被災者はまず、避難所に避難することになりますが、食料・水のほかにも生活必需品が不足する可能性があることから、適切な量と迅速な提供態勢を確保するとともに、水道等の早期復旧を実施する必要があります。

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

[地震災害]

- ・糸魚川静岡構造線断層帯における地震
自力脱出困難者数：冬深夜 170 人
深夜冬の負傷者数：480 人 要配慮者：110 人
- ・孤立予想地区数：3 集落（うちアクセス困難の可能性：1 集落）

（出典：長野県地震被害想定調査報告書）

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
自主防災組織の充実強化 総務課	<p>○被害を出さない取り組みである「防災」から、被害を減らす「減災」の取り組みが、地域の防災力の強化に繋がります。災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人々の助け合いである「共助」があり、その「共助」の中心的な役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。そのため、地域ごとの自主防災組織の活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。</p>
消防団の活性化 消防課	<p>○消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、町に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。</p> <p>○近年は、女性の入団も増加しており、一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。</p> <p>○消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、火災現場での消火活動、水防活動、台風時の警戒をはじめ住民の避難誘導、警戒区域の設定など、常備消防と連携した活動をしています。</p> <p>○社会情勢の変化、人口減少により消防団員数は減少傾向にあり、より効果的な団員確保に取り組む必要があります。</p>
消防の体制整備の促進 消防課	<p>○大規模災害時においては、救助・救急ニーズが大幅に増加するため、迅速な救助活動等を維持するには、多数の応援を要請する必要があります。</p> <p>○消防における被災地の救助体制は3段階あります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 長野県内には13の消防本部があり、まず被災地を管轄している消防本部が救助活動にあたります。 2. 一消防本部の消防力では対応できない災害の場合には、「長野県消防相互応援協定」に基づき、県内の他の消防本部が応援を実施します。

	<p>3. 県内の消防力では対応できない場合には、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動を県知事が消防庁長官に要請し受援を受けます。</p> <p>○緊急消防援助隊は阪神・淡路大震災での教訓（人命救助活動等を行う応援部隊の早期出動等）を踏まえ、地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保することを目的として、平成7年に創設されました。今後、的確な応援、受援体制を整えるとともに各消防本部は、迅速な救助活動を実施するため、施設や人員などの消防力の充実・強化を進める必要があります。</p> <p>○緊急消防援助隊の出動にあたっては、整備済みの消防救急デジタル無線の広域運用により、県庁調整本部と現場との通信を確保しています。</p>
--	---

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

[地震災害]				
・糸魚川静岡構造線断層帯における地震				
都市ガス供給停止戸数と供給停止率				
	発災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1ヶ月後
供給停止戸数	2,640	2,270	60	0
供給停止率	100%	86%	2%	0%
復旧対象需要家数 2,640 戸				
停電件数と停電率				
	発災直後	被災1日後	被災4日後	被災1週間後
停電件数	10,180	4,450	800	120
停電率	83	36	7	1
電灯件数 12,320 戸				
(出典：長野県地震被害想定調査報告書)				

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
石油類燃料の安定供給の確保 総務課	○石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化を図る必要があります。
重要建築物の安全性確保 総務課	○災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等については、災害活動拠点施設としての十分な機能を発

建設水道課	揮するため、耐震性の確保や災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。
ヘリコプターによる救急搬送、自衛隊派遣要請 総務課 消防課	○要請に必要な施設の維持管理及び連絡調整等の体制整備を推進する必要があります。

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

下諏訪町には、13 の医療機関と 13 の歯科があります。災害時の医療活動には、広域連携が必要であることから、長野県及び諏訪医療圏における方針、要請に対応します。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
災害時における感染予防対策の推進（保健・衛生・予防） 保健福祉課	○大規模災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。 ○避難所をはじめ、被災エリアにおける災害時の疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成、備品配備などによる体制を整備する必要があります。
感染症まん延防止措置の実施（発生時の対応） 総務課 保健福祉課	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた措置を迅速に行う必要があります。

基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1) 信号機の停止等による交通事故の多発

下諏訪町は、長野県警察本部が実施する信号機電源付加装置の整備や発動発電機直結型接続ケーブルの整備に対し、要請等に応じるなど必要な対応を行います。

3-2) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

[地震災害]	
・糸魚川静岡構造線断層帯における重要施設の建物使用可能性評価	
災害対策本部施設（1箇所）：	
医療活動拠点施設（1箇所）：使用可能である	
警察・消防活動拠点施設（1箇所）：使用可能である	
避難活動拠点施設（32箇所）：	
使用可能である：11箇所	
概ね使用可能であるが、一部使用に制限が生じる可能性がある：16箇所	
機能に支障をきたす可能性がある：5箇所	
（出典：長野県地震被害想定調査報告書）	

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
行政の業務継続計画の推進 総務課	○大規模災害時には、下諏訪町役場も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画（BCP）の更新・見直しを継続していくとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き検討する必要があります。
支援の要請 総務課	○二次災害の防止と円滑かつ迅速な災害復旧等を図るため、甚大な被害を受けた際は関係機関に対し、必要とされる支援の要請をする必要があります。
広域応援の推進 総務課	○長野県、長野県市長会、長野県町村会の代表者による「県と市町村との協議の場」（平成23年から開催）において、東日本大震災や長野県北部の地震といった災害を踏まえ、県内市町村間における広域応援体制が検討、強化されました。「長野県市町村災害時相互応援協定」（県市長会、県町村会）により、県内10広域ごとに応援する市町村をあらかじめ定め、物資調達、人的支援等の支援が実施されることになっています。

	<p>今後は、有効に機能させるための取り組みが必要となっています。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県市町村災害時相互応援協定の代表市町村と県による協議を実施 ・長野県消防相互応援消防協定 ・全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定 ・長野県市町村災害時相互応援協定 ・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定 他
<p>災害拠点施設の耐震化等 総務課 建設水道課</p>	<p>○災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等については、災害活動拠点施設としての十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会所整備への補助事業を実施（令和2年度） ・災害時に防災拠点となる庁舎非常用発電機への浸水対策を実施（令和2年度） ・総合文化センターの改修に向けた基本計画策定及び基本設計の実施（令和2年度） ・庁舎代替施設の順位（下諏訪町防災センター、町有施設、関連施設） ・赤砂崎公園の防災拠点の整備 (平成22年度～令和元年度)

3-3) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

[地震災害] 糸魚川静岡構造線断層帯における被害想定

・ 停電件数と停電率

	発災直後	被災1日後	被災4日後	被災1週間後
停電件数	10,180	4,450	800	120
停電率 (%)	83	36	7	1

電灯件数 12,320

・ 固定電話不通回線数

被災直後（停電の影響50%の場合） 10回線

被災直後（停電の影響100%の場合） 20回線

回線数 7,990 1日後に解消

・ 携帯停波基地局・不通ランク

	発災直後	被災1日後	被災4日後	被災1週間後
停波基地局率	12	59	13	-
不通ランク	A	C	-	-

A：非常に繋がりにくい C：やや繋がりにくい

(出典：長野県地震被害想定調査報告書)

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
長野県防災行政無線の適切な運用 総務課	<p>○大規模災害が発生した際、町は県、市町村、消防本部、自衛隊、その他の関係機関と被害状況の把握や応援要請等の連絡を迅速に実施する必要があるため、通信衛星を利用した衛星系等の無線通信設備により、非常時に通信手段が途絶えることがないようにしています。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線デジタル化事業を実施 (平成30年度～令和2年度)

3-4) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<p>施策・プログラム群 担当課</p>	<p>脆弱性評価結果</p>
<p>電信電話施設災害予防対策の推進 総務課</p>	<p>○災害に関する情報は、テレビ、ラジオ放送といった、もっとも一般的な情報伝達ツールの他に、インターネット、電子メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の媒体から得る場合があります、町は、これらの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供を実施する必要があります。</p>
<p>外国人観光客に対する情報提供 総務課 産業振興課</p>	<p>○災害に際して外国人観光客が適正な行動を行うためには、多言語による正確な災害情報が提供される必要があります。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所、指定避難場所への表示看板設置
<p>多様な通信手段の確保 総務課</p>	<p>○災害時の多岐に渡る情報伝達手段の確保及び的確な伝達をする必要があります。</p>
<p>避難行動要支援者への情報提供 総務課 保健福祉課</p>	<p>○高齢者等避難情報の伝達体制の整備、避難行動要支援者台帳の整備、避難対応の検討をする必要があります。</p> <p>○情報提供の多様化、手話通訳ボランティア派遣、通訳ボランティアの活用等に取り組む必要があります。</p>

基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

[地震災害]

- ・糸魚川静岡構造線断層帯における地震

都市ガス供給停止戸数と供給停止率

	発災直後	被災 1 日後	被災 1 週間後	被災 1 ヶ月後
供給停止戸数	2,640	2,270	60	0
供給停止率	100%	86%	2%	0%

復旧対象需要家数 2,640 戸

停電件数と停電率

	発災直後	被災 1 日後	被災 4 日後	被災 1 週間後
停電件数	10,180	4,450	800	120
停電率	83	36	7	1

電灯件数 12,320 戸

(出典：長野県地震被害想定調査報告書)

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
石油類燃料の対策推進 【長野県石油商業組合】 総務課	○町と長野県石油商業組合は、平成 25 年 3 月に「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、町から要請があった場合、町が指定する緊急車両等や災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供が実施され、また組合員が取り扱う物資の供給及び要員の動員などが行われます。
省エネルギー・自然エネルギーの推進 総務課 住民環境課	○省エネルギー化を促進するとともに、地域主導型の自然エネルギーを普及拡大することにより、エネルギー自給率を更に高めていくことが必要です。
ライフライン施設等の機能確保 総務課 建設水道課	○エネルギー供給の長期途絶を避けるため、各ライフライン施設の耐震化及び被災後の迅速な復旧を図るため体制を強化する必要があります。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

[地震災害]

- ・糸魚川静岡構造線断層帯における予測

断水人口と断水率

給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
21,202	19,400	92	14,760	70	8,270	39	1,170	8

(出典：長野県地震被害想定調査報告書)

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
上水道・用水供給の体制整備 総務課 建設水道課	<p>○町内の上水道供給については、水道施設の更新に合わせて耐震化が進められていますが、基幹管路の耐震適合率は12%程度にとどまっており、浄水場、配水池についても耐震化率は全国水準よりも低く、災害時の上水道等の早期復旧のため、一層の耐震化が必要です。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合文化センター施設修繕事業：給水装置の修繕 (令和元年度) ・長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱 ・災害時における水道施設の応急措置に関する協定 ・緊急時における水道応急連結管に関する協定
県の水道事業の強化 総務課 建設水道課	<p>○水道事業については、自然災害の中でも特に広範囲かつ復旧に時間を要すると想定される大規模地震等の災害時における給水を確保するため、基幹施設及び基幹管路のほか、人命の安全確保の観点から、病院や避難所となる学校等に至る管路の耐震化も併せて進める必要があります。</p> <p>○水道施設が被災した場合は、住民に対して総合的な支援を行う町と下諏訪町水道組合の間で締結した、災害時における水道施設の応援措置に関する協定等に基づく、的確な対応が求められています。</p> <p>○災害等により異物が河川に混入し、酸性値が水質基準を超える事態等を想定し、水質の維持・検査等に必要な薬品調達体制を整備しておく必要があります。</p>

	○また、大規模災害等における情報共有並びに危機管理体制のあり方の検討を進める必要があります。
上水道施設等の迅速な復旧体制の確立 建設水道課	○大規模災害時における応急給水活動及び応急復旧活動については、相互応援要綱等により広域的な応援体制を整備しています。

4-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
污水处理施設等の耐震化等 建設水道課	○下水道BCPにより事前対策を行うとともに、污水处理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の耐震化を推進していく必要があります。 【取り組み状況】 ・「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」 ・「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づく応援要請
下水道施設等の迅速な復旧体制の確立 建設水道課	○「下諏訪町下水道耐震化計画」「下諏訪町下水道ストックマネジメント」により事前対策を行うとともに、污水处理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の耐震化を推進していく必要があります。

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

<p>[地震被害]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糸魚川静岡構造線断層帯における地震の予測 緊急輸送路における道路施設被害箇所数： 1箇所 延長 15km 鉄道施設の被害想定： 在来線 4箇所 <p>(出典：長野県地震被害想定調査報告書)</p>

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
災害に強い道路網の整備 建設水道課	○急峻な地形を有し脆弱な地質が分布する町では、大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が多く発生しています。一方で、平地部から山間部まで、住居や観光地が分散しています。緊急輸送路の信頼性

	<p>の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があります。</p> <p>○また、平成 18 年の豪雨災害においては、流木等が洪水や土砂災害被害を拡大するとともに、その後の復旧活動等に支障を生じたことから町においても対応を行う必要があります。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 20 号バイパスへのアクセス道路となる町道東山田東町線の拡幅工事を実施（令和 2 年度） ・町道御田町線の道路改良を実施（令和 2 年度） ・道路維持補修工事は、当初計画 7 路線の内、6 路線が完了。道路維持小規模補修工事は、90 件、約 2,700 万円を実施
<p>林道の整備 産業振興課</p>	<p>○地域交通ネットワークが分断された際、緊急輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な農・林道整備（橋梁等の保全対策）を進める必要があります。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道寺林道線の拡幅工事を実施（令和 2 年度）
<p>道路等ネットワークの整備 推進 建設水道課 総務課</p>	<p>○基幹的交通の分断の態様によっては、代替機能が不足することが想定され、広域的な支援に支障が出るほか、復旧・復興が遅れるため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。</p>
<p>道路防災の推進 建設水道課</p>	<p>○日常・定期点検等により現状を的確に把握し優先度付けを行ったうえ、道路の維持管理をより効率的に実施し、安全安心な道路環境を確保する必要があります。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した砥沢橋の改修を実施（令和 2 年度） ・高木橋の架け替えに向けた予備設計及び測量を実施（令和元年度、令和 2 年度） ・老朽化した注連掛橋、樋橋の改修工事に向けた設計を実施（令和 2 年度） ・道路維持補修工事は、当初計画 7 路線の内、6 路線が完了。道路維持小規模補修工事は、90 件、約 2,700 万円を実施

<p>降雪期の安全で円滑な道路交通の確保 建設水道課</p>	<p>○降雪期において、町管理道路の除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保する必要があります。</p>
<p>大雪の際の道路交通の確保 建設水道課</p>	<p>○除雪会議等により、県と連携し除雪体制の整備を行う必要があります。 ○河川等の溢水防止のため、河川施設等への排雪禁止等の注意喚起を行う必要があります。</p>
<p>物資輸送拠点の確保 総務課</p>	<p>○災害時の支援物資等の円滑な受け入れのため、拠点の確保が必要です。</p>

基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-1) サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
<p>BCP策定等の推進 産業振興課</p>	<p>(BCPの策定)</p> <p>○災害等の発生に起因する工場の操業停止や物流の停滞といった事態は、サプライチェーン（原材料の段階から生産、物流、小売など、製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセス）の寸断を引き起こし、事業者の生産力低下など経済活動に甚大な影響を及ぼし、災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。そこで、不測の事態が発生しても、事業活動をできる限り継続し、仮に中断したとしても短期間での復旧を可能とするための手順等を定めた事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）を策定しておくことにより、被害を最小限に抑えるとともに早期の復旧が可能となり、ひいては経済への影響も低減できるものと考えられます。このため、事業者のBCP策定に対する意識を向上させるとともに、策定の支援に取り組むことが必要です。</p> <p>(BCPの見直し)</p> <p>○BCP策定後は、従業員等関係者が緊急時に速やかに行動できるよう、関係者一人ひとりがBCPの内容を十分理解するとともに、必要に応じて内容を修正するなど、BCPの点検や継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動（事業継続マネジメント、BCM）を実施していく必要があります。</p>

5-2) 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークは、広域かつ多数の事業会社等との連携が必要であり、長野県においてNEXCO 東日本、NEXCO 中日本、JR 東日本、JR 東海、しなの鉄道との推進方針の確認が行われています。下諏訪町では、長野県の要請等に応じた対応を行います。

5-3) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

<p>施策・プログラム群 担当課</p>	<p>脆弱性評価結果</p>
<p>備蓄・物資の供給 総務課</p>	<p>○食料や飲料水等の供給が停滞する事態に対応するため、町民及び事業者に備蓄を推進するとともに、町は、備蓄体制を確保し、協定の締結等により円滑に物資を供給できる体制を構築する必要があります。</p>
<p>農産物の安定生産 産業振興課</p>	<p>○地震等の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下するおそれがあります。農産物の安定生産に支障が生じないよう農業用施設の長寿命化・耐震化等により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進める必要があります。</p>
<p>基幹的農業水利施設 産業振興課</p>	<p>○地震等の発生に伴い、被災した農業用施設の位置や構造等を確認できず、復旧（機能回復）に時間を要することが懸念されるため、個別施設の整備状況を整理しておく必要があります。</p> <p>○「機能保全計画」に基づいて、基幹的農業水利施設の長寿命化対策を計画的に進める必要があります。</p>
<p>炊き出し等食料品等の供給 住民環境課 保健福祉課</p>	<p>○災害時に、炊き出しが円滑に実施できるように、施設・機器等の適切な維持管理をする必要があります。</p>

基本目標 6 二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
土石流、地すべり等による 二次災害発生対策の推進 総務課 建設水道課	<p>○地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が增大します。</p> <p>○火山噴火発生後は、火山灰が降雨や融雪に伴い土石流化し下流域に被害を及ぼす危険性があります。</p> <p>○二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるか確認する必要があります。</p>
緊急対応の推進 総務課 建設水道課	<p>○大規模災害発生時には、土砂災害防止法により、河道閉塞、火山噴火等が発生した場合は国土交通省が、地すべりが発生した場合は県が、被害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査が実施され、町に通知されます。</p> <p>○二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所等の点検を的確かつ迅速に実施する必要があります。町は、県、国、砂防ボランティア協会等と連携し対応します。</p>

6-2) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<ul style="list-style-type: none"> ため池、防災インフラ等の破損・機能不全に起因する氾濫や土砂災害等の発生 死傷者の発生 建物、農地、森林の荒廃等の発生 <p>(出典：長野県地震被害想定調査報告書)</p>	<p>ため池の危険度 ■ A：高いため池 ■ B：やや高いため池 ■ C：低いため池</p>
---	---

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
ため池による水害被害拡大の防止 総務課 産業振興課	<p>○下諏訪町に影響を与えると予想されるため池等について、総合ハザードマップ等へ反映し、被害防止のために周知を図る必要があります。</p>

6-3) 有害物質の大規模拡散・流出

長野県において、危険物関係業界・団体、消防機関やその他の関係機関等と連携した取り組みが進められています。下諏訪町では、県域での取り組み状況や要請に応じ、対応を行います。

6-4) 農地・森林等の荒廃による被害拡大

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
農山村の多面的機能の維持と環境保全の推進 産業振興課	○農業・農地が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります。

6-5) 観光や地域農産物に対する風評被害

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
風評被害対策の推進 産業振興課	○大規模災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。 ○農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。
海外への情報提供 総務課	○大規模災害が発生した場合、情報量の少なさや地理的な不案内に起因して、外国において実体以上に危険性が強調され、被災地域以外においても外国人観光客が減少するなど、より強い形で外国人観光客の動向に影響が生じることが懸念されます。そのことから、国内向けと同様に海外に向けても正確な情報提供を行う必要があります。

6-6) 避難所等における環境の悪化

[地震災害]

- 糸魚川静岡構造線断層帯における地震の避難所避難者数と要配慮者数

	被災1日後	被災2日後	被災1週間	被災1ヶ月後
避難所避難者数	1,140	2,440	1,910	1,020
要配慮者数	250	540	420	220

(出典：長野県地震被害想定調査報告書)

- 東日本大震災での課題

被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での避難を選択

支援物資が在宅の避難者に行き渡らない

広域避難者への、情報、支援物資、サービス提供に支障

(参考)「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」内閣府(防災担当)

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
災害時における感染予防 対策の推進 保健福祉課	<p>○大規模災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が大発生する可能性があります。</p> <p>○避難所をはじめ、被災エリアにおける災害時の疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成、備品配備などによる体制を整備する必要があります。</p>
避難所の対策推進 総務課 保健福祉課	<p>○町、県、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、避難所運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設キットの配備 ・避難所運営訓練の実施 ・防災士資格取得に補助(防災士：130名)

<p>避難者の健康管理の推進 住民環境課 保健福祉課</p>	<p>○長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。町、県が連携して避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。</p>
<p>要配慮者の受入体制の推進 総務課 保健福祉課</p>	<p>○熊本地震では、高齢者や障がい者などの要配慮者について、避難所から福祉避難所へ移動する方を選定する際に、明確な基準がなく避難所の自治体職員が判断を迫られたり、障がい者が避難所への受け入れを断られるなどの事例があったことから、要配慮者の方が災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。</p>
<p>避難所となる施設の整備・備蓄の推進 総務課</p>	<p>○耐震化されていない避難所等の耐震化等を進める必要があります。 ○必要に応じ避難施設の追加を進める必要があります。 ○避難施設等に対し、必要な設備、備蓄品を配備する必要があります。</p>
<p>災害時のごみ、し尿処理対策 住民環境課 建設水道課</p>	<p>○災害廃棄物等の処理に関する体制を構築する必要があります。 ○防災拠点のトイレ施設及び公園のマンホールトイレの適切な管理を実施する必要があります。</p>

基本目標 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

[地震災害]

- ・糸魚川静岡構造線断層帯における地震の想定
災害廃棄物の発生量想定 67,660 トン

[風水害]

- ・令和元年台風第 19 号災害に係る災害廃棄物
長野県被災市町村の災害廃棄物の発生推計量 (合計) : 266.4 千トン
被災市町村の平成 29 年度ごみ総排出量 (合計) : 416.3 千トン

(出典：長野県災害廃棄物処理実行計画)

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
災害廃棄物処理計画の策 定推進 住民環境課	○地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画を策定して いる市町村は少ない状況であり、今後、町における計画 策定する必要があります。

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
道路啓開等の対策推進 建設水道課	○大規模災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急 車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れ があります。このため、速やかな道路啓開等により生活 の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

7-3) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
被災者生活再建支援金に よる迅速な支援 総務課	○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者 に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、 生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要が あります。

<p>住宅の確保体制の整備</p> <p>総務課 住民環境課 産業振興課 建設水道課</p>	<p>○応急仮設住宅の建設予定地をあらかじめ定めるとともに、利用可能な公営住宅の把握や借り上げを実施し、応急仮設住宅の建設を県へ要請する必要があります。</p>
---	--

7-4) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<p>施策・プログラム群 担当課</p>	<p>脆弱性評価結果</p>
<p>自主防災組織による地域 防災力の向上</p> <p>総務課</p>	<p>○長引く避難生活により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、町は関係機関と協働し、地域ごとに地域コミュニティ活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。</p>
<p>被災者の生活再建支援</p> <p>総務課 税務課 住民環境課 建設水道課</p>	<p>○各制度、実施計画が適切に実施されるよう体制を整備する必要があります。</p>

基本目標 A 文化遺産を守り、後世に伝えること

A-1)文化財等の被災による死傷者の発生

[地震災害]

- ・糸魚川静岡構造線断層帯における地震の観光客の死傷者数の予測
年間で観光客が多くなる夏場 12 時の想定
死者：0 人 負傷者：20 人

(出典：長野県地震被害想定調査報告書)

- ・平成 29 年 下諏訪町外国人延べ宿泊者数：339 人

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
外国人観光客に対する情報提供（再掲） 総務課 産業振興課	○災害に際して外国人観光客が適正な対応行動を行うためには、多言語による正確な災害情報が提供される必要があります。 【取り組み状況】 ・指定避難所、指定避難場所への表示盤看板設置
避難指示等の情報伝達体制の推進（再掲） 総務課	○災害から被害を受けないためには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。 ○避難行動は自ら判断し行動を起こすことが基本ですが、町から避難指示等が発令された場合は、それに従い、迅速な避難行動をとる必要があります。 ○避難指示等の発令の遅れや、発令情報の不達は避難行動の遅れにつながります。適切に避難指示等が発令し、迅速な避難行動ができるようにするため、これまでの災害の教訓を踏まえた「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年 4 月内閣府）の改定に対応したマニュアルの見直しや、それに伴う訓練を行う必要があります。また、住民や観光客等の滞在者が迅速かつ的確に避難指示等の発令情報を把握できるよう、携帯電話会社による緊急速報メールの活用を推進する必要があります。

A-2) 後世に残すべき貴重な文化遺産の被災

- ・ 下諏訪町文化財
 国指定文化財：4
 県指定文化財：4
 町指定文化財：54
 登録有形文化財：3
 登録有形民俗文化財：1

- ・ 糸魚川静岡構造線断層帯における地震において被災可能性のある文化財
 国宝・重要文化財などの数：12 箇所 うち震度6強以上：1 箇所
 長野県の文化財などの数：3 箇所 うち震度6強以上：1 箇所
 (出典：長野県災害廃棄物処理実行計画)

施策・プログラム群 担当課	脆弱性評価結果
平時からの文化財管理・保護 産業振興課	○文化財については、定期的な点検、危険箇所の応急修理を行う必要があります。
文化財所有者等の防災力の強化 消防課 産業振興課	○施設所有者、管理者との意見交換や防火パトロール等により防災意識の向上を図る必要があります。

別表2 KPI 一覧

事業名	指標名	基礎年度・ 基礎値	目標年度・ 目標値
基本目標1 人命の保護が最大限図られること			
住宅・建築物安全ストック形成事業	耐震化率	R2年度 74%	R7年度 92%
適正な空家管理の支援	空家対策協議会の開催	R2年度 1回	R7年度 6回
北小学校改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
社中学校改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
みずべ保育園屋根改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
文化センター改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
諏訪湖博物館赤彦記念館改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
図書館改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
伏見屋邸改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
下諏訪体育館改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
ハイム天白改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
地域活動支援センター改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
ゆたんぼ 改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R6年度 100%
いずみ湖公園改修事業	事業の進捗	R2年度 0%	R7年度 100%
鍊成の家改修事業	事業の進捗	R2年度 0%	R5年度 100%
大社通り・四ツ角小公園整備工事	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
庁舎改修事業	事業の進捗	R2年度 0%	R7年度 100%
鰻沢周辺冠水対策事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
諏訪湖第五一排水区浸水対策事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
道路維持補修	補修路線数	R2年度 9件	R7年度 54件
庁舎改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
町内雨量計の維持管理	雨量計保守点検の実施	R2年度 2回	R7年度 12回
総合防災訓練	総合防災訓練参加人数	R2年度 4,310人	R7年度 5,000人
森林整備	森林整備施行面積	R3年度 30ha	R7年度 30ha以上
土砂災害パトロール	実施回数	R2年度 1回	R7年度 5回
宅地耐震化推進事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度

			100%
地域防災力強化事業	補助金交付件数	R3年度 11件	R7年度 20件
基本目標 2 負傷者に対し、迅速に救助・救急活動が行われること			
橋梁長寿命化	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 152%
上古川橋改良工事	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
町道大沢川通り線高木橋改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
注連掛橋改良工事	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
樋橋改良工事	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
橋梁点検	点検橋梁数	R2年度 0件	R7年度 152件
道路維持補修	補修路線数	R2年度 9件	R7年度 54件
防火指導	街頭啓発活動の実施	R2年度 2回	R7年度 12回
消火栓設置事業	立上式消火栓設置数	R2年度 71基	R7年度 81基
消防車両整備事業	更新車両台数	R3年度 0台	R7年度 5台
総合防災訓練（再掲）	総合防災訓練参加人数	R2年度 4,310人	R7年度 5,000人
地域防災力強化事業（再掲）	補助金交付件数	R3年度 11件	R7年度 20件
基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること			
庁舎改修事業（再掲）	事業の進捗	R2年度 0%	R7年度 100%
業務継続計画・避難所開設マニュアルに基づく訓練	訓練実施回数	R3年度 8回	R7年度 10回
防災センター改修事業	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
下諏訪町公衆無線 LAN 環境整備事業	事業の進捗度	R2年度 18%	R7年度 23%
基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること			
上水道管路耐震事業	上水道管路の耐震化率	R1年度 14.1%	R7年度 16.8%
下水道総合地震対策事業	下水道管路の耐震化率	R1年度 21.9%	R7年度 33.8%
鰻沢周辺冠水対策事業（再掲）	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
道路維持補修	補修路線数	R2年度 9件	R7年度 54件
橋梁長寿命化（再掲）	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 152%
上古川橋改良工事（再掲）	事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

町道大沢川通り線高木橋改修事業 (再掲)	事業の進捗度	R 2 年度 0%	R 7 年度 100%
注連掛橋改良工事 (再掲)	事業の進捗度	R 2 年度 0%	R 7 年度 100%
樋橋改良工事 (再掲)	事業の進捗度	R 2 年度 0%	R 7 年度 100%
橋梁点検	点検橋梁数	R 2 年度 0 件	R 7 年度 152 件
町道東山田東町線改良工事	事業の進捗度	R 2 年度 0%	R 7 年度 100%
町道砥川湖岸線等改良工事	事業の進捗度	R 2 年度 0%	R 7 年度 100%
基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと			
-	-	-	-
基本目標 6 二次災害を発生させないこと			
森林整備 (再掲)	森林整備施行面積	R 3 年度 30ha	R7 年度 30ha 以上
遊休農地の解消	町民菜園稼働率	R 1 年度 93%	R 7 年度 95%
業務継続計画・避難所開設マニュアルに基づく訓練 (再掲)	訓練実施回数	R 2 年度 8 回	R 7 年度 10 回
産業廃棄物処理計画の策定	策定状況	R 2 年度 0%	R 7 年度 100%

別表3 施策一覧

施策分野別

個別施策分野

1 行政機能／警察・消防等／防災教育等

1-1) 住宅の耐震化	建設水道課
1-1) 交通施設の耐震化	建設水道課
1-2) 学校等における避難計画	総務課・教育こども課
1-2) 学校施設等の耐震化等	教育こども課
1-2) 大規模建築物の耐震化	総務課・建設水道課
1-2) 消防力の強化	消防課
1-3) 水防災意識社会の再構築	総務課・建設水道課
1-4) 土砂災害等における避難	総務課・保健福祉課
1-6) 防災教育の推進	教育こども課
2-1) 大雪による孤立対策の推進	総務課・建設水道課
2-1) 水、食料等の不足対策の推進	総務課
2-2) 自主防災組織の充実強化	総務課
2-2) 消防団の活性化	消防課
2-2) 消防の体制整備の促進	消防課
2-3) 重要建築物の安全性確保	総務課・建設水道課
3-2) 行政の業務継続計画の推進	総務課
3-2) 支援の要請	総務課
3-2) 広域応援の推進	総務課
3-2) 災害拠点施設の耐震化等	総務課・建設水道課
6-6) 避難所の対策推進	総務課・保健福祉課
6-6) 避難者の健康管理の推進	住民環境課・保健福祉課
6-6) 要配慮者の受入委体制の推進	総務課・保健福祉課
6-6) 避難所となる施設の整備・備蓄の推進	総務課
7-1) 災害廃棄物処理計画の策定推進	住民環境課
7-3) 被災者生活再建支援金による迅速な支援	総務課
7-3) 住宅の確保体制の整備	建設水道課
7-4) 自主防災組織による地域防災力の向上	総務課

7-4) 被災者の生活再建支援	総務課・税務課・住民環境課 建設水道課
A-2) 平時からの文化財管理・保護	産業振興課
A-2) 文化財所有者等の防災力の強化	消防課・産業振興課

2 住宅・都市

1-1) 住宅の耐震化	建設水道課
1-1) 建築物等の耐震化	総務課・産業振興課
1-1) 交通施設の耐震化	建設水道課
1-1) 都市環境の整備	建設水道課
1-2) 大規模建築物の耐震化	総務課・建設水道課
4-1) ライフライン施設等の機能確保	総務課・建設水道課
4-2) 上水道・用水供給の体制整備	総務課・建設水道課
4-2) 県の水道事業の強化	総務課・建設水道課
4-2) 上水道施設等の迅速な復旧体制の確立	建設水道課
4-3) 汚水処理施設等の耐震化等	建設水道課
4-3) 下水道施設等の迅速な復旧体制の確立	建設水道課
6-6) 災害時のごみ、し尿処理対策	住民環境課・建設水道課

3 保健医療・福祉

1-6) 避難行動要支援者対策の推進	保健福祉課
1-6) 要配慮者利用施設対策の推進	総務課・保健福祉課
2-5) 災害時における感染予防対策の推進（保健・衛生・予防）	保健福祉課
2-5) 感染症まん延防止措置の実施（発生時の対応）	総務課・保健福祉課
3-4) 避難行動要支援者への情報提供	総務課・保健福祉課
5-3) 炊き出し等食料品等の供給	住民環境課・保健福祉課
6-6) 災害時における感染予防対策の推進	保健福祉課
6-6) 避難所の対策推進	総務課・保健福祉課
6-6) 避難者の健康管理の推進	住民環境課・保健福祉課
6-6) 要配慮者の受入委体制の推進	総務課・保健福祉課
7-4) 被災者の生活再建支援	総務課・税務課・住民環境課 建設水道課

4 エネルギー

2-1) ライフライン施設の安全性確保	建設水道課
2-3) 石油類燃料の安定供給の確保	総務課
4-1) 省エネルギー・自然エネルギーの推進	総務課・住民環境課
4-1) 石油類燃料の対策推進【長野県石油商業組合】	総務課

5 金融

6 情報通信

1-6) 避難指示等の情報伝達体制の推進	総務課・産業振興課
3-3) 長野県防災行政無線の適切な運用	総務課
3-4) 電信電話施設災害予防対策の推進	総務課
3-4) 外国人観光客に対する情報提供	総務課・産業振興課
3-4) 多様な通信手段の確保	総務課
3-4) 避難行動要支援者への情報提供	総務課・保健福祉課
6-5) 風評被害対策の推進	産業振興課
6-5) 海外への情報提供	総務課
6-6) 避難所の対策推進	総務課・保健福祉課
A-1) 外国人観光客に対する情報提供（再掲 3-4）	総務課・産業振興課
A-1) 避難指示等の情報伝達体制の推進（再掲 1-6）	総務課

7 産業構造

5-1) B C P 策定等の推進	産業振興課
6-5) 風評被害対策の推進	産業振興課
6-5) 海外への情報提供	総務課
A-1) 外国人観光客に対する情報提供（再掲 3-4）	総務課・産業振興課
A-1) 避難指示等の情報伝達体制の推進（再掲 1-6）	総務課
A-2) 平時からの文化財管理・保護	産業振興課
A-2) 文化財所有者等の防災力の強化	消防課・産業振興課

8 交通・物流

2-1) 道路の落石危険箇所整備の推進	建設水道課
2-1) 緊急輸送路整備の推進	建設水道課
2-1) ヘリコプター・船舶による救急救助、救援物資搬送	総務課・建設水道課・教育こども課
2-1) 水、食料等の不足対策の推進	総務課
2-1) 生活必需品の調達・供給体制の整備	総務課・産業振興課
2-3) ヘリコプターによる救急搬送、自衛隊派遣要請	総務課・消防課
4-4) 災害に強い道路網の整備	建設水道課
4-4) 林道の整備	産業振興課
4-4) 道路等ネットワークの整備推進	建設水道課・総務課
4-4) 道路防災の推進	建設水道課
4-4) 降雪期の安全で円滑な道路交通の確保	建設水道課
4-4) 大雪の際の道路交通の確保	建設水道課
4-4) 物資輸送拠点の確保	総務課
5-3) 備蓄、物資の供給	総務課
7-2) 道路啓開等の対策推進	建設水道課

9 農林水産

4-4) 林道の整備	産業振興課
5-3) 農産物の安定生産	産業振興課
5-3) 基幹的農業水利施設	産業振興課
6-4) 農山村の多面的機能の維持と環境保全の推進	産業振興課

10 国土保全

1-1) 都市環境の整備	建設水道課
1-3) 治水対策の推進	建設水道課
1-4) 土砂災害対策の推進	総務課・建設水道課
1-4) 森林の荒廃対策の推進	産業振興課
2-1) 道路の落石危険箇所整備の推進	建設水道課
6-1) 土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進	総務課・建設水道課

1 1 環境

1-1) 建築物等の耐震化	総務課・産業振興課
1-4) 森林の荒廃対策の推進	産業振興課
4-1) 省エネルギー・自然エネルギーの推進	総務課・住民環境課

1 2 土地利用（国土利用）

1-1) 交通施設の耐震化	建設水道課
1-1) 都市環境の整備	建設水道課
1-3) 治水対策の推進	建設水道課
2-1) ヘリコプター・船舶による救急救助、救援物資搬送	総務課・建設水道課・教育こども課
6-2) ため池による水害被害拡大の防止	総務課・産業振興課
7-3) 住宅の確保体制の整備	建設水道課

横断的分野施策一覧

1 3 リスクコミュニケーション

1-3) 水防災意識社会の再構築	総務課・建設水道課
1-4) 土砂災害対策の推進	総務課・建設水道課
1-4) 土砂災害等における避難	総務課・保健福祉課
1-6) 避難指示等の情報伝達体制の推進	総務課・産業振興課
1-6) 避難行動要支援者対策の推進	保健福祉課
2-1) 大雪による孤立対策の推進	総務課・建設水道課
2-3) ヘリコプターによる救急搬送、自衛隊派遣要請	総務課・消防課
3-3) 長野県防災行政無線の適切な運用	総務課
3-4) 電信電話施設災害予防対策の推進	総務課
3-4) 外国人観光客に対する情報提供	総務課・産業振興課
3-4) 多様な通信手段の確保	総務課
3-4) 避難行動要支援者への情報提供	総務課・保健福祉課
5-1) B C P策定等の推進	産業振興課
6-1) 土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進	総務課・建設水道課
6-1) 緊急対応の推進	総務課・建設水道課
6-2) ため池による水害被害拡大の防止	総務課・産業振興課

6-5) 風評被害対策の推進	産業振興課
A-1) 外国人観光客に対する情報提供（再掲 3-3）	総務課・産業振興課
A-1) 避難指示等の情報伝達体制の推進（再掲 1-6）	総務課

1 4 人材育成

2-2) 自主防災組織の充実強化	総務課
2-2) 消防団の活性化	消防課
7-4) 自主防災組織による地域防災力の向上	総務課

1 5 官民連携

1-3) 水防災意識社会の再構築	総務課・建設水道課
1-6) 要配慮者利用施設対策の推進	総務課・保健福祉課
2-1) ライフライン施設の安全性確保	建設水道課
2-1) 水、食料等の不足対策の推進	総務課
2-1) 生活必需品の調達・供給体制の整備	総務課・産業振興課
2-3) 石油類燃料の安定供給の確保	総務課
4-1) 石油類燃料の対策推進【長野県石油商業組合】	総務課
6-4) 農山村の多面的機能の維持と環境保全の推進	産業振興課
6-5) 海外への情報提供	総務課
6-6) 災害時における感染予防対策の推進	保健福祉課
7-1) 災害廃棄物処理計画の策定推進	住民環境課

1 6 老朽化対策

1-1) 住宅の耐震化	建設水道課
1-1) 建築物等の耐震化	総務課・産業振興課
1-1) 交通施設の耐震化	建設水道課
1-2) 学校等における避難計画	総務課・教育子ども課
1-2) 学校施設等の耐震化等	教育子ども課
1-2) 大規模建築物の耐震化	総務課・建設水道課
1-3) 治水対策の推進	建設水道課
2-3) 重要建築物の安全性確保	総務課・建設水道課
3-2) 災害拠点施設の耐震化等	総務課・建設水道課

5-3) 農産物の安定生産	産業振興課
5-3) 基幹的農業水利施設	産業振興課

1 7 研究開発

3-2) 行政の業務継続計画の推進	総務課
-------------------	-----

ハード・ソフト対策別

ハード対策施策一覧

1-1) 住宅の耐震化	建設水道課
1-1) 建築物等の耐震化	総務課・産業振興課
1-1) 交通施設の耐震化	建設水道課
1-1) 都市環境の整備	建設水道課
1-2) 学校施設等の耐震化等	教育こども課
1-2) 大規模建築物の耐震化	総務課・建設水道課
1-4) 土砂災害等における避難	総務課・保健福祉課
2-1) 道路の落石危険箇所整備の推進	建設水道課
2-1) 緊急輸送路整備の推進	建設水道課
2-1) ヘリコプター・船舶による救急救助、救援物資搬送	総務課・建設水道課・教育こども課
2-1) ライフライン施設の安全性確保	建設水道課
2-3) 重要建築物の安全性確保	総務課・建設水道課
3-2) 災害拠点施設の耐震化等	総務課・建設水道課
4-1) ライフライン施設等の機能確保	総務課・建設水道課
4-2) 上水道・用水供給の体制整備	総務課・建設水道課
4-3) 汚水処理施設等の耐震化等	建設水道課
4-3) 下水道施設等の迅速な復旧体制の確立	建設水道課
4-4) 災害に強い道路網の整備	建設水道課
4-4) 林道の整備	産業振興課
4-4) 道路防災の推進	建設水道課
4-4) 降雪期の安全で円滑な道路交通の確保	建設水道課
4-4) 物資輸送拠点の確保	総務課
5-3) 基幹的農業水利施設	産業振興課
6-6) 避難所となる施設の整備・備蓄の推進	総務課

ソフト対策施策一覧

1-3) 治水対策の推進	建設水道課
1-3) 水防災意識社会の再構築	総務課・建設水道課
1-4) 土砂災害対策の推進	総務課・建設水道課
1-6) 避難指示等の情報伝達体制の推進	総務課・産業振興課
1-6) 防災教育の推進	教育子ども課
1-6) 避難行動要支援者対策の推進	保健福祉課
1-6) 要配慮者利用施設対策の推進	総務課・保健福祉課
2-1) 生活必需品の調達・供給体制の整備	総務課・産業振興課
2-2) 消防団の活性化	消防課
2-5) 災害時における感染予防対策の推進（保健・衛生・予防）	保健福祉課
2-5) 感染症まん延防止措置の実施（発生時の対応）	総務課・保健福祉課
3-2) 支援の要請	総務課
3-2) 広域応援の推進	総務課
3-3) 長野県防災行政無線の適切な運用	総務課
3-4) 電信電話施設災害予防対策の推進	総務課
3-4) 外国人観光客に対する情報提供	総務課・産業振興課
3-4) 多様な通信手段の確保	総務課
3-4) 避難行動要支援者への情報提供	総務課・保健福祉課
4-2) 上水道施設等の迅速な復旧体制の確立	建設水道課
5-1) B C P策定等の推進	産業振興課
5-3) 備蓄、物資の供給	総務課
5-3) 農産物の安定生産	産業振興課
6-2) ため池による水害被害拡大の防止	総務課・産業振興課
6-4) 農山村の多面的機能の維持と環境保全の推進	産業振興課
6-5) 風評被害対策の推進	産業振興課
6-5) 海外への情報提供	総務課
6-6) 災害時における感染予防対策の推進	保健福祉課
6-6) 避難所の対策推進	総務課・保健福祉課
6-6) 避難者の健康管理の推進	住民環境課・保健福祉課
6-6) 要配慮者の受入委体制の推進	総務課・保健福祉課

7-3) 被災者生活再建支援金による迅速な支援	総務課
7-4) 自主防災組織による地域防災力の向上	総務課
A-1) 外国人観光客に対する情報提供（再掲 3-4）	総務課・産業振興課
A-1) 避難指示等の情報伝達体制の推進（再掲 1-6）	総務課
A-2) 平時からの文化財管理・保護	産業振興課
A-2) 文化財所有者等の防災力の強化	消防課・産業振興課

ハード/ソフト対策施策一覧

1-2) 学校等における避難計画	総務課・教育こども課
1-2) 消防力の強化	消防課
1-4) 森林の荒廃対策の推進	産業振興課
2-1) 大雪による孤立対策の推進	総務課・建設水道課
2-1) 水、食料等の不足対策の推進	総務課
2-2) 自主防災組織の充実強化	総務課
2-2) 消防の体制整備の促進	消防課
2-3) 石油類燃料の安定供給の確保	総務課
2-3) ヘリコプターによる救急搬送、自衛隊派遣要請	総務課・消防課
3-2) 行政の業務継続計画の推進	総務課
4-1) 石油類燃料の対策推進【長野県石油商業組合】	総務課
4-1) 省エネルギー・自然エネルギーの推進	総務課・住民環境課
4-2) 県の水道事業の強化	総務課・建設水道課
4-4) 道路等ネットワークの整備推進	建設水道課・総務課
4-4) 大雪の際の道路交通の確保	建設水道課
5-3) 備蓄、物資の供給	総務課
5-3) 炊き出し等食料品等の供給	住民環境課・保健福祉課
6-1) 土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進	総務課・建設水道課
6-1) 緊急対応の推進	総務課・建設水道課
6-2) ため池による水害被害拡大の防止	総務課・産業振興課
6-6) 災害時のごみ、し尿処理対策	住民環境課・建設水道課
7-1) 災害廃棄物処理計画の策定推進	住民環境課
7-2) 道路啓開等の対策推進	建設水道課

7-3) 住宅の確保体制の整備	建設水道課
7-4) 被災者の生活再建支援	総務課・税務課・住民環境 建設水道課

担当課一覧

1 人命の保護が最大限図られること

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
1-1) 住宅の耐震化	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1-1) 建築物等の耐震化	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
1-1) 交通施設の耐震化	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1-1) 都市環境の整備	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1-2) 学校等における避難計画	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-
1-2) 学校施設等の耐震化等	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
1-2) 大規模建築物の耐震化	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1-2) 消防力の強化	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
1-3) 治水対策の推進	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1-3) 水防災意識社会の再構築	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1-4) 土砂災害対策の推進	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
1-4) 森林の荒廃対策の推進	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
1-4) 土砂災害等における避難	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
1-6) 避難指示等の情報伝達体制の推進	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
1-6) 防災教育の推進	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
1-6) 避難行動要支援者対策の推進	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
1-6) 要配慮者利用施設対策の推進	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
2-1) 道路の落石危険箇所整備の推進	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
2-1) 緊急輸送路整備の推進	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
2-1) 大雪による孤立対策の推進	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
2-1) ヘリコプター・船舶による救急救助、救援物資搬送	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-
2-1) ライフライン施設の安全性確保	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
2-1) 水、食料等の不足対策の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-1) 生活必需品の調達・供給体制の整備	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
2-2) 自主防災組織の充実強化	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-2) 消防団の活性化	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
2-2) 消防の体制整備の促進	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
2-3) 石油類燃料の安定供給の確保	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-3) 重要建築物の安全性確保	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
2-3) ヘリコプターによる救急搬送、自衛隊派遣要請	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
2-5) 災害時における感染予防対策の推進（保健・衛生・予防）	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-

2-5) 感染症まん延防止措置の実施（発生時の対応）	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
3-2) 行政の業務継続計画の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-2) 支援の要請	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-2) 広域応援の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-2) 災害拠点施設の耐震化等	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
3-3) 長野県防災行政無線の適切な運用	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-4) 電信電話施設災害予防対策の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-4) 外国人観光客に対する情報提供	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
3-4) 多様な通信手段の確保	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-4) 避難行動要支援者への情報提供	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-

4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
4-1) 石油類燃料の対策推進 【長野県石油商業組合】	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1) 省エネルギー・自然エネルギーの推進	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
4-1) ライフライン施設等の機能確保	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-2) 上水道・用水供給の体制整備	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-2) 県の水道事業の強化	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-2) 上水道施設等の迅速な復旧体制の確立	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-3) 汚水処理施設等の耐震化等	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-3) 下水道施設等の迅速な復旧体制の確立	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-4) 災害に強い道路網の整備	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-4) 林道の整備	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
4-4) 道路等ネットワークの整備推進	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-4) 道路防災の推進	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-4) 降雪期の安全で円滑な道路交通の確保	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
4-4) 大雪の際の道路交通の確保	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-

4-4) 物資輸送拠点の確保	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5 流通・経済活動を停滞させないこと

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
5-1) B C Pの策定等の推進	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
5-3) 備蓄、物資の供給	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5-3) 農産物の安定生産	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
5-3) 基幹的農業水利施設	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
5-3) 炊き出し等食料品等の供給	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-

6 二次的な被害を発生させないこと

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
6-1) 土石流、地すべり等による二次災害発生対策の推進	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
6-1) 緊急対応の推進	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
6-2) ため池による水害被害拡大の防止	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
6-4) 農山村の多面的機能の維持と環境保全の推進	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
6-5) 風評被害対策の推進	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
6-5) 海外への情報提供	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

6-6) 災害時における感染予防対策の推進	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
6-6) 避難所の対策推進	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
6-6) 避難者の健康管理の推進	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
6-6) 要配慮者の受入委体制の推進	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
6-6) 避難所となる施設の整備・備蓄の推進	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6-6) 災害時のごみ、し尿処理対策	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-

7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
7-1) 災害廃棄物処理計画の策定推進	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
7-2) 道路啓開等の対策推進	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
7-3) 被災者生活再建支援金による迅速な支援	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-3) 住宅の確保体制の整備	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-
7-4) 自主防災組織による地域防災力の向上	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7-4) 被災者の生活再建支援	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-

A 文化遺産を守り、後世に伝えること

	総務課	税務課	住民環境課	保健福祉課	産業振興課	建設水道課	会計課	消防課	教育子ども課	議会事務局
A-1) 外国人観光客に対する情報提供(再掲 3-4)	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-
A-1) 避難指示等の情報伝達体制の推進(再掲 1-6)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A-2) 平時からの文化財管理・保護	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
A-2) 文化財所有者等の防災力の強化	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-

別表4 下諏訪町国土強靱化地域計画に基づく主な事業（個別の事業一覧）

基本目標1 人命の保護が最大限図られること

1-1) 地震等による建物・交通施設等の倒壊・火災等による死傷者の発生

住宅・建築物安全ストック形成事業（建設水道課）

○「下諏訪町耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」に基づき、既存建築物の耐震性を確保するため、住宅所有者等への積極的な普及啓発、耐震改修及び耐震診断に係る補助を行う。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
耐震化率	R2年度 74%	R7年度 92%

安心安全住宅改修補助事業

○災害に備えた安心安全なまちづくりを促進することを目的に、減災設備改修、ブロック塀の除去、耐震補強工事に要する費用に対して補助を行う。

適正な空家管理の支援（建設水道課）

○倒壊、環境の悪化等が想定される空家の所有者に対して、助言、指導等を行い、建物の適正な維持管理及び除却を推進する。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
空家等対策協議会の開催	R2年度 1回	R7年度 6回

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

北小学校改修事業（教育こども課）

○事業年度：R3～R7

総事業費：77,430千円

事業概要：体育館屋根、プール施設、給排水設備、外壁及び照明設備改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

社中学校改修事業（教育こども課）

○事業年度：R3～R4

総事業費：14,830 千円

事業概要：照明設備改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

みずべ保育園屋根改修事業（教育こども課）

○事業年度：R7

総事業費：10,000 千円

事業概要：屋根改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

文化センター改修事業（教育こども課）

○事業年度：R7～R10

総事業費：1,471,000 千円

事業概要：照明設備、音響設備及び空調設備改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

諏訪湖博物館赤彦記念館改修事業（教育こども課）

○事業年度：R3～R8

総事業費：662,141 千円

事業概要：外壁、引込管及び展示設備改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

図書館改修事業（教育こども課）

○事業年度：R3～R7

総事業費：68,371 千円

事業概要：照明設備、空調設備、屋根及び外壁改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

伏見屋邸改修事業（教育こども課）

○事業年度：R4～R5

総事業費：5,740 千円

事業概要：伏見屋邸及び土蔵改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

下諏訪体育館改修事業（教育こども課）

○事業年度：R6～R7

総事業費：52,000 千円

事業概要：照明設備及び受電設備改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

ハイム天白改修事業（保健福祉課）

○事業年度：R4～R7

総事業費：22,489 千円

事業概要：エレベータ及び電源設備改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

地域活動支援センター改修事業（保健福祉課）

○事業年度：R6～R8

総事業費：13,020 千円

事業概要：耐震化・集約化に伴う改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

ゆたん歩^o 改修事業（教育こども課）

○事業年度：R6

総事業費：10,000 千円

事業概要：浴場改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R6年度 100%

公会所整備事業 ○避難施設となる公会所等の安全性を確保するため、耐震化、バリアフリー化等の改修に対する補助を行う。		
いずみ湖公園改修事業（建設水道課） ○事業年度：R5～R7 総事業費：85,488千円 事業概要：老朽化に伴う各管理棟の改修		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
錬成の家改修事業（教育こども課） ○事業年度：R5 総事業費：12,760千円 事業概要：老朽化に伴う改修		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R5年度 100%
大社通・四ツ角小公園整備工事（建設水道課） ○事業年度：R3 総事業費：30,008千円 事業概要：A=283m ²		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
庁舎改修事業（総務課） ○事業年度：R3～R7 総事業費：35,650千円 事業概要：受電設備、エレベータ、トイレ、地下の改修		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

1-3) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

鰻沢周辺冠水対策事業（建設水道課）

○事業年度：R3～R4

総事業費：7,357千円

事業概要：冠水対策

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

諏訪湖第五- 一排水区浸水対策事業（建設水道課）

○事業年度：R3～R7

総事業費：40,000千円

事業概要：浸水対策

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

農業用水路改修事業（産業振興課）

○農業用水路について、豪雨による氾濫等対策及び老朽化対策のため、改修を行う。

道路維持補修（建設水道課） 再掲 2-1)

○道路側溝、舗装等の補修を実施し、道路交通の安全を確保するとともに、降雨時の排水の効率化を図ることにより、浸水を防止する。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
補修路線数	R2年度 9件	R7年度 54件

庁舎改修事業（総務課）

○事業年度：R3～R7

総事業費：35,650千円

事業概要：受電設備、エレベータ、トイレ、地下の改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

下諏訪町総合ハザードマップの作成、活用

○洪水及び土砂災害等の災害時における町民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水想定区域、土砂災害警戒区域や避難に関する情報を記載したハザードマップについて、適切な更新に努め、活用及び普及促進する。

町内雨量計の維持管理（総務課）		
○降雨時の河川氾濫等に迅速に対処するため、町内に設置された 11 箇所の雨量計について、雨量情報の正確な収集等を行う。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
雨量計保守点検の実施	R 2 年度 2 回	R 7 年度 2 回
総合防災訓練（総務課）		
○水防訓練・防災訓練への住民参加を通して防災意識の高揚と知識等の向上を図る。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R 2 年度 4,310 人	R 7 年度 5,000 人

1-4) 土石流、地すべり等の土砂災害及び火山噴火による死傷者の発生

下諏訪町総合ハザードマップの作成、活用 再掲 1-3)		
○洪水及び土砂災害等の災害時における町民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水想定区域、土砂災害警戒区域や避難に関する情報を記載したハザードマップについて、適切な更新に努め、活用及び普及促進する。		
森林整備（産業振興課）		
○「下諏訪町森林整備計画」に基づき、植栽、保育等の森林整備及び林道などの作業路網整備を計画的に実施する。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
森林整備施行面積	R 3 年度 30ha	R 7 年度 30ha 以上
災害危険住宅移転事業		
○土砂災害特別警戒区域内に存在する住宅等の危険性の認識を向上させるとともに、危険住宅の移転を補助する。		
土砂災害パトロール（建設水道課）		
○県及び専門家と合同による土砂災害危険箇所点検・パトロールを行い土砂災害の防止を図る。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
実施回数	R 2 年度 1 回	R 7 年度 1 回
宅地耐震化推進事業（建設水道課）		
○大規模盛土造成地の滑動崩落等の危険性について、ボーリング等に変動予測調査を実施する。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R 2 年度 0%	R 7 年度 100%

1-6) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

<p>町内雨量計の維持管理（総務課） 再掲 1-3)</p> <p>○降雨時の河川氾濫等に迅速に対処するため、町内に設置された 11 箇所の雨量計について、雨量情報の正確な収集等を行う。</p>		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
雨量計保守点検の実施	R 2 年度 2 回	R 7 年度 2 回
<p>情報伝達システムの運用 再掲 3-3)、3-4)</p> <p>○メール、町公式ホームページ、SNS 等各情報伝達手段の適切な運用により、住民及び観光客等に迅速な情報配信を行う。</p>		
<p>下諏訪町防災行政無線の運用 再掲 3-3)、3-4)</p> <p>○町内に設置された防災行政無線屋外拡声子局及び各連携システムにより、町民に対し災害情報を迅速に伝達する。</p>		
<p>総合防災訓練（総務課） 再掲 1-3)、2-2)</p> <p>○水防訓練・防災訓練への住民参加を通して防災意識の高揚と知識等の向上を図る。</p>		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R 2 年度 4,310 人	R 7 年度 5,000 人
<p>地域防災力強化事業（総務課） 再掲 2-2)</p> <p>○自主防災会や防災ネットワークしもすわの事業に対し補助金を交付し、地域に即した防災・減災に対応する整備を推進する。</p>		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
補助金交付件数	R 2 年度 11 件	R 7 年度 20 件

基本目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

橋梁長寿命化(建設水道課)

○下諏訪町橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の点検・修繕を行う。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 152%

【上古川橋改良工事】

○事業年度：R3～R4

総事業費：3,000 千円

事業概要：架け替え

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

【町道大沢川通り線高木橋改修工事】

○事業年度：R3～R7

総事業費：60,000 千円

事業概要：架け替え

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

【注連掛橋改良工事】

○事業年度：R3

総事業費：30,000 千円

事業概要：橋梁修繕

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

【樋橋橋改良工事】

○事業年度：R3

総事業費：20,000 千円

事業概要：橋梁修繕

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

災害用備蓄食料の確保 ○町及び各区に対し災害時に必要となる食料・飲料水を計画的に備蓄する。		
災害用医薬品備蓄事業 ○災害時に必要となる医薬品等の保管業務を、諏訪共立病院への委託により行う。		
橋梁点検（建設水道課） ○事業年度：各橋梁の点検から5年以内 総事業費：11,000千円 事業概要：橋梁点検		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0件	R7年度 152件
道路維持補修（建設水道課） 再掲 1-3) ○道路側溝、舗装等の補修を実施し、道路交通の安全を確保するとともに、降雨時の排水の効率化を図ることにより、浸水を防止する。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
補修路線数	R2年度 9件	R7年度 54件
道路の融雪・除雪 ○「下諏訪町雪害対策マニュアル」に基づき凍結防止剤の散布、除雪等を適切に行う。 また、国・県等と連携し円滑な道路交通の確保を図る。		

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

防火指導（消防課） ○市民の防火に関する知識や意識の向上を図るため、防火に関する街頭啓発活動等を行う。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
街頭啓発活動の実施	R2年度 2回	R7年度 12回
消火栓設置事業（消防課） ○消防力の維持、確保のため、消防水利の設置及び消防団と協力した点検実施により維持管理を適切に行う。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
立上式消火栓設置数	R2年度 71基	R7年度 81基

消防車両整備事業（消防課）		
○消防団車両（ポンプ車・積載車）について計画に基づき適正な更新を行う。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
更新車両台数	R3年度 0台	R7年度 5台
消防団員の充実・強化		
○様々な取り組みによる消防団員の募集及び消防団員活動に対する支援を行い地域の消防力を強化する。		
総合防災訓練（総務課） 再掲 1-3)、1-6)		
○水防訓練・防災訓練への住民参加を通して防災意識の高揚と知識等の向上を図る。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 4,310人	R7年度 5,000人
地域防災力強化事業（総務課） 再掲 1-6)		
○自主防災会や防災ネットワークしもすわの事業に対し補助金を交付し、地域に即した防災・減災に対応する整備を推進する。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
補助金交付件数	R2年度 11件	R7年度 20件

基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-2)市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

庁舎改修事業（総務課） 再掲 1-2)

○事業年度：R3～R7

総事業費：35,650千円

事業概要：受電設備、エレベータ、トイレ、地下の改修

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

業務継続計画・避難所開設マニュアルに基づく訓練（総務課）

○大規模災害発生時に優先すべき業務や職員配置等を定める業務継続計画・避難所開設マニュアルに基づいた訓練を実施する。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
訓練実施回数	R2年度 8回	R7年度 10回

防災センター改修事業（総務課）

○事業年度：R7

総事業費：40,000円

事業概要：老朽化に伴う改修工事

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

3-3)停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

情報伝達システムの運用 再掲 1-6)、3-4)

○メール、町公式ホームページ、SNS等各情報伝達手段の適切な運用により、住民及び観光客等に迅速な情報配信を行う。

下諏訪町防災行政無線の運用 1-6)、3-4)

○町内に設置された防災行政無線屋外拡声子局及び各連携システムにより、町民に対し災害情報を迅速に伝達する。

3-4)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

情報伝達システムの運用 再掲 1-6)、3-3)

○メール、町公式ホームページ、SNS等各情報伝達手段の適切な運用により、住民及び観光客等に迅速な情報配信を行う。

下諏訪町防災行政無線の運用 再掲 1-6)、3-3)

○町内に設置された防災行政無線屋外拡声子局及び各連携システムにより、町民に対し災害情報を迅速に伝達する。

下諏訪町公衆無線 LAN 環境整備事業（総務課）

○庁舎及び指定避難所・避難場所等に整備する公衆無線 LAN により、災害時における避難者等の情報収集・発信の利便性向上を図る。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R 2 年度 18%	R 7 年度 23%

基本目標 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

林道橋梁改良工事 再掲 2-1) ○計画に基づく橋梁の点検・修繕を行う。
災害時応援協定の締結 ○電気・ガス・石油等ライフラインに係る事業者と災害時における応援協定を締結し、災害時の物資援助が円滑に実施できるよう連絡体制を構築する。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道管路耐震事業 (建設水道課) ○導・送・排水管の計画的な布設替えにより老朽化対策・災害対策を実施し、水道水の安定供給を図ります。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
上水道管路の耐震化率	R1年度 14.1%	R7年度 16.8%

4-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道総合地震対策事業 (建設水道課) ○下諏訪町下水道総合地震対策計画に基づき、下水道の地震対策を行う。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
下水道管路の耐震化率	R1年度 21.9%	R7年度 33.8%
下水道ストックマネジメント事業 ○下諏訪町下水道ストックマネジメント計画に基づく、総合的な施設の修繕改築を実施し老朽化による機能停止リスクを軽減する。		

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

安心安全住宅改修補助事業 再掲 1-1) ○災害に備えた安心安全なまちづくりを促進することを目的に、減災設備改修、ブロック塀の除去、耐震補強工事に要する費用に対して補助を行う。
--

鰻沢周辺冠水対策事業（建設水道課） 再掲 1-3)		
○事業年度：R3～R7 総事業費：82,750千円 事業概要：冠水対策		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
農業用水路改修事業 再掲 1-3)		
○農業用水路について、豪雨による氾濫等対策及び老朽化対策のため、改修を行う。		
道路維持補修（建設水道課） 再掲 1-3)		
○道路側溝、舗装等の補修を実施し、道路交通の安全を確保するとともに、降雨時の排水の効率化を図ることにより、浸水を防止する。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
補修路線数	R2年度 9件	R7年度 54件
橋梁長寿命化（建設水道課） 再掲 2-1)		
○下諏訪町橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の点検・修繕を行う。		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 152%
上古川橋改良工事（建設水道課） 再掲 2-1)		
○事業年度：R3～R4 総事業費：3,000千円 事業概要：架け替え		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
町道大沢川通り線高木橋改修事業（建設水道課） 再掲 2-1)		
○事業年度：R3～R7 総事業費：60,000千円 事業概要：架け替え		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

橋梁点検（建設水道課） 再掲 2-1) ○事業年度：各橋梁の点検から5年以内 総事業費：11,000千円 事業概要：橋梁点検		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0件	R7年度 152件
注連掛橋改良工事（建設水道課） 再掲 2-1) ○事業年度：R3 総事業費：30,000千円 事業概要：橋梁修繕		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
樋橋改良工事（建設水道課） 再掲 2-1) ○事業年度：R3 総事業費：20,000千円 事業概要：橋梁修繕		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%
道路の融雪・除雪 再掲 2-1) ○「下諏訪町雪害対策マニュアル」に基づき定められた路線に対し融雪・除雪を行うとともに、対象路線についても、適切な周知、見直しを行う。 また、国・県等と連携し円滑な除雪体制を整備する。		
町道東山田東町線改良工事（建設水道課） ○事業年度：R3～R7 総事業費：4,000千円 事業概要：道路改良		
指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

町道砥川湖岸線等改良工事（建設水道課）

○事業年度：R3～R7

総事業費：45,000千円

事業概要：自転車道改良

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
事業の進捗度	R2年度 0%	R7年度 100%

基本目標 5 流通・経済活動を停滞させないこと

5-3) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

災害時応援協定の締結 再掲 4-1)

○電気・ガス・石油等ライフラインに係る事業者と災害時における応援協定を締結し、災害時の物資援助が円滑に実施できるよう連絡体制を構築する。

基本目標 6 二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

災害危険住宅移転事業 再掲 1-4)

○土砂災害特別警戒区域内に存在する住宅等の危険性の認識を向上させるとともに、危険住宅の移転を補助する。

6-4) 農地・森林等の荒廃

森林整備（産業振興課） 再掲 1-4)

○「下諏訪町森林整備計画」に基づき、植栽、保育等の森林整備及び林道などの作業路網整備を計画的に実施する。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
森林整備施行面積	R3年度 30ha	R7年度 30ha 以上

遊休農地の解消（産業振興課）

○生態系の保全、雨水の貯留等の多面的な機能を有す農地を有効活用するため、特定農地（町民菜園）の有効活用等を実施する。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
町民菜園稼働率	R1年度 93%	R7年度 95%

6-6) 避難所等における環境の悪化

公会所整備事業 再掲 1-2)

- 避難施設となる公会所等の安全性を確保するため、耐震化、バリアフリー化等の改修に対する補助を行う。

業務継続計画・避難所開設マニュアルに基づく訓練（総務課） 再掲 3-2)

- 大規模災害発生時に優先すべき業務や職員配置等を定める業務継続計画・避難所開設マニュアルに基づいた訓練を実施する。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
訓練実施回数	R2年度 8回	R7年度 10回

産業廃棄物処理計画の策定（住民環境課）

- 適切な産業廃棄物の処理等実施するため「下諏訪町産業廃棄物処理計画」を定める。

指標名	基礎値年度・基礎値	目標年度・目標値
策定状況	R2年度 0%	R7年度 100%